

# 地名散歩

「地名散歩」第1回から第40回までをまとめた本が発売されます！

今尾恵介『地名の楽しみ』（ちくまプリマー新書）

筑摩書房 2016年1月6日刊行（本体860円＋税）

## 第46回 ある県に特有の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

2015年のスポーツ界はラグビーに沸いた年という印象だが、日本代表選手の五郎丸歩さんの名字が注目され、西鉄甘木線の五郎丸駅(福岡県久留米市)には「聖地巡礼」のように多くの人が訪れているようだ。他に太郎丸駅(えちぜん鉄道・福井県坂井市)や次郎丸駅(福岡市営地下鉄七隈線・同市早良区)といった似た駅名もあるが、人名の後に丸がつく地名はかなり古いものが多く、その人が開拓したことになむらしい。もちろん異説もあるが。「〇郎丸」という地名を国土地理院のインターネット地図サイト「地理院地図」で検索してみると、次郎丸・五郎丸の両駅がある福岡県を中心とする北九州と広島県、それに福井・富山・新潟あたりに分布が目立つ。

「〇郎丸」の分布がなぜそうなのかは知らないが、地名は必ずしも一様に分布しているわ

けではない。思えば筆者がこのことに興味を持ったのは「西水流」という名字の同級生の存在であった。後になって地形図を鑑賞するようになってから、宮崎県や鹿児島県に集中して水流の付く地名を発見して印象に残ったものである。「地理院地図」によれば「水流」の付く地名は65件あって、青森県の下北半島にある東北町水流(読みは不明)を例外とすれば、宮崎・鹿児島両県にしか分布していない。

ところが同じツルでも津留(109件)という表記になると大分県と熊本県が大半で、逆に宮崎県・鹿児島県にはなく、あとは福岡・佐賀の両県がぼつりぼつり、という状態だ。地名学の本によれば水流(ツル・ヅル)の文字遣いにも表われているように、川に関連する地名らしい。ただし解釈は「曲流している所」とか、「川が土砂を堆積させた沖積地」などさま



「〇郎丸」の地名は九州と北陸に目立つ。五郎丸駅のある西鉄甘木線は福岡県久留米市の近郊を走る。1:50,000「久留米」平成3年修正



開拓地を示すとされる興屋(興野)は山形県の日本海側・庄内地方や新潟県に多い。図中だけでも興屋の地名が3つある。1:50,000「鶴岡」平成12年修正

ぎまで謎も多いが。そのツルにどのような字を当てるかについて地域差が見られるのは興味深い。

第26回で焼畑に由来する地名として取り上げた九州のコバという地名にしても、「木場」の表記がおおむね主流で佐賀・長崎・熊本・鹿児島(西側)といった西九州に集中しており、次に多い「古場」は同じく西九州ではあるが頻度が少なくなることがわかった。

谷の地形に付く地名は地方によって特徴があり、たとえば関東を中心に東日本に広がるヤト・ヤツの地名分布も特徴的だ。このうち谷戸は群馬・埼玉・東京・神奈川の4都県に集中しているのに対して、谷津は茨城・千葉が中心で福島・宮城にも少数ながら及んでいる。ただしヤツと読むのに谷が1文字の鎌倉市扇ガ谷やつのような例もあるので、ヤツの分布図を作るのは難しい。谷の字の地名としては「ガヤ」と読む(〇〇が谷、〇〇ヶ谷)の分布は関東が圧倒的だ。東京周辺の駅名をざっと見渡しても、市ヶ谷、千駄ヶ谷、阿佐ヶ谷(中央線)、幡ヶ谷(京王線)、祖師ヶ谷大蔵(小田急小田原線)、雑司が谷ぞうし(東京メトロ副都心線)、越谷こしがや(東武伊勢崎線)、鎌ヶ谷(東武野田線)など明らかに多い。

狭い範囲に集中している谷の地名といえば岐阜県を中心とする「ホラ」の地名だろうか。洞の字が用いられるので印象に残るが、岐阜県大野町の牛洞うしほら、同県揖斐川町の大洞、名古屋市の猫洞通ねこがほらどおりなどこのエリアに集中している。一方で山口県では浴の字を用いる谷の地名が目立ち、これはエキと読む(室ヶ浴=長門市など)。ただし「浴びる」という意味ではなく「水のある谷」を表わすためにこの字が利用されたという。山口県で広く用いられているが、「地理院地図」では少し離れた島根県浜田市内

にも飛地的に分布している。

谷ではないが、関西に多い地名として垣内がある。ふつうカイトと読み、由来には諸説あるが、本来は「有力者の耕地と屋敷からなる土地」らしい。分布は三重・奈良・和歌山・兵庫に目立ち、関西以外では広島県に目立つ程度だ。同じ読みでも「垣外」の表記も京都府や長野県にあり、こちらは由来が同じかどうかわからない。まったく別の字を使うこともあり得るが、茨城みつかいどうの水海道(現常総市)じょうそうをこれに関連する地名と捉える人も。

さて、地名マニアでもないのに「〇〇興屋こうや(興野)」という地名をご存知の方は、山形県の庄内出身ではないだろうか。「地理院地図」によれば、庄内に接した秋田県由利本荘市、同じく新潟県の村上市の2件、少し離れた同県加茂市の3件を除けば、庄内地方だけで19件もヒットする。ざっと挙げると遊佐町の四ツ興屋、酒田市の興屋田、地見興屋じみ、庄内町の興屋、境興屋、南興屋、鶴岡市の辻興屋、下興屋、境興屋、谷地興屋、蛸井興屋、染興屋……といった具合だ(「興野」は新潟県に多い)。読みはコヤまたはコウヤ(ゴヤ・ゴウヤ)であるが、中世末から近世にかけて開発された新田の地名で、地名は「荒野を開拓した」とする説があり、開墾して新たに耕地を開くニュアンスが「興」の字に込めたのだろうか。同じ出羽国でも秋田県側では四ツ小屋(奥羽本線に駅がある)などシンプルな「小屋」表記になり、他地域には高屋や幸谷という例もある。ただし必ずしもその全部が開拓地というわけではないので要注意だ。

地方に特有の地名の分布を把握するのは、ネットを使えば昔よりはるかに楽になった。これによって新しい地名の法則が次々と発見されるだろうか。

### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO.708  
2016 January



表紙写真  
「素晴らしい朝 仙台」

第30回写真コンクール  
<自由部門>入選  
大場 英彦●札幌会

地名散歩 今尾 恵介

## 03 新年の挨拶／新年のご挨拶

日本土地家屋調査士会連合会 会長 林 千年

## 04 新年の挨拶／新年を迎えて

法務省民事局長 小川 秀樹

## 05 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第42回 マイナンバー制度と土地家屋調査士業務

～マイナンバー制度と当面の課題～

群馬土地家屋調査士会 堀越 義幸

## 13 第13回 東南アジア測量大会 in Singapore レポート

## 17 第30回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ長崎大会(ゴルフ・観光)報告

## 20 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書 に関するお知らせ

## 21 もしもこんなことが起こってしまったら？

## 22 愛しき我が会、我が地元 Vol.23

群馬会／長崎会

## 25 ちょうさし俳壇

## 26 会長レポート

## 28 大規模災害基金状況

## 30 公嘱協会情報 Vol.117

## 32 国民年金基金から

## 34 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 36 ネットワーク50

島根会

## 37 会務日誌

## 39 編集後記

# 新年のご挨拶



日本土地家屋調査士会連合会 会長 林 千年

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃から、連合会の会務運営に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて感謝とお礼を申し上げます。

昨年は、過酷な天候がめまぐるしく入れ替わるという異常気象となり、九州の大雨、全国に及んだ猛暑、近畿・四国を中心に西日本を襲った台風、また梅雨前線の停滞と台風の影響による関東・東北豪雨など、自然災害が多い年でした。しかし、ラグビーワールドカップでは日本代表が過去2度も優勝したことがある南アフリカに奇跡の逆転勝利、一昨年に続き日本人がノーベル賞受賞、国産初の小型ジェット旅客機が初飛行に成功と明るい話題もありました。

さて、先の2年間は、「境界紛争ゼロ宣言!!」の発信と「地図作りへの参画強化」に重点を置いて取り組んできました。連合会の役員、政治連盟の皆様、事務局職員のメールや名刺に、「境界紛争ゼロ宣言!!」の文字を入れ、胸にピンバッジを付けて、内外へのPRに努めてまいりました。

今期は、「境界紛争ゼロ宣言!!」の更なる発信と「地図作りへの参画強化」を継続しつつ、特に「土地家屋調査士の調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」に取り組んでいます。土地境界確認に関する代理行為や、立会要請の法律への明文化について、検討を行っています。また、土地家屋調査士業務の充実、発展に向けてのキーワードは、少子高齢化、人口の都市一極集中、空き家問題、そして境界の専門家であると考えています。「境界紛争ゼロ宣言!!」に、これらをすべて凝縮しています。この宣言が社会に根付けば、社会にとっても私達にとっても有益な果実の収穫ができると確信しています。より一層の制度広報を、会員、土地家屋調査士会、ブロック協議会、そして連合会が総力を挙げて、進めなければいけないと考えています。さらに本年は筆界特定制度が施行後10年を迎える年となります。この制度の根幹を担っているのは私たち土地家屋調査士であると自負できるのは、日々研鑽を怠らない真面目さにあると思います。着実に社会に根付いたこの制度は、さらに有効的に活用

されるべく、より高度さと迅速さが求められるようになります。これは私たちへの期待の表れであると同時に、常にこの期待に応えられる土地家屋調査士であることが社会に対する責任であると考え、ADRとも連携して取り組んでいただくようお願いいたします。

我々の業務の関連について、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」、いわゆる「骨太の方針」に、空き家対策への取組と登記所備付地図の整備が明記されました。法務省においても、各法務局に対して、「市町村への登記情報・地図情報の提供」、「市町村からの相談対応窓口の設置」、「市町村の設置する空き家対策協議会への協力」を指示されたとのことでありますが、土地家屋調査士会においても同様に、市町村の設置する空き家対策の協議会への参画の働きかけを積極的にお願いたします。

次に、平成28年度予算の概算要求によりますと、登記所備付地図作成については、本年度を初年度とする「従来型」「大都市型」「震災復興型」の新たな3つの作業計画が進められています。予算は、大幅な増額要求となっています。これは先ほどの「骨太の方針」に登記所備付地図の整備が明記されたことによるものが大きく、連合会と政治連盟の連携による活動の成果といえます。

法務省民事局民事第二課とは、各種懸案事項の双方の担当者を取り交わし、部門ごとの協議を進めています。不動産登記規則第93条不動産調査報告書の様式の見直しにつきましては、数次に亘る法務省との協議を進め新様式が出来ました。この度の改定は、事務量の軽減、記載のし易さ、確認のし易さに配慮しました。今後は研修会等周知を図り、新様式による運用となりますので、よろしくお願いたします。

結びになりますが、私たち土地家屋調査士は社会から、国民から、何を望まれているか、私たちから伝えることはないか、そして、この二つは、社会のため、国民のためになるかを第一義に、事業を執行してまいります。結果として、それが私たちのためにもなると思っています。

新しい年が会員の皆様にとりまして希望に満ち溢れたすばらしい一年になりますことを祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

# 新年を迎えて

法務省民事局長 小川 秀樹



謹んで新年のお祝いを申し上げます。全国の土地家屋調査士の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと存じます。

さて、土地家屋調査士の皆様の業務に関わる表示に関する登記の充実・強化につきましては、本年も、法務省・法務局を挙げて重点的に取り組んでまいります。中でも、登記所備付地図の整備は、土地取引の活性化、公共事業や都市再生の円滑な推進といった観点から極めて重要であることは改めて指摘するまでもありませんが、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び「日本再興戦略」改訂2015に「登記所備付地図の整備の推進」等が明記されるなど、その重要性が各方面に広く認識されてきております。そこで、法務省では、登記所備付地図作成作業を更に強力に推し進めるべく、平成27年度以降は、従前から全国で行っている登記所備付地図作成作業の実施面積を拡大するとともに、特に、大都市や地方の拠点都市、東日本大震災の被災県においても積極的に登記所備付地図作成作業を実施することとしました。具体的には、いずれも平成27年度を初年度として、①「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」では、全国の都市部の地図混乱地域において10年間で200平方キロメートル、②「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」では大都市の枢要部及び地方の拠点都市等において10年間で30平方キロメートル、③「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」では宮城県、福島県及び岩手県において3年間で9平方キロメートルの登記所備付地図を作成するという事業を開始したところです。

近時喫緊の社会的課題となっている空家対策についても、昨年2月26日に策定されました「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」によれば、土地家屋調査士の皆様は、市町村が設置する協議会に構成員として参画するとともに、市町村長から委任を受けて「特定空家等」に該当すると認められる空家等に対して立入調査を行うことが可能とされるなど、その専門的な知見を活かして空家等対策の推進に協力することが求められ

ております。引き続き、空家等対策に国の機関として関与する法務局と連携し、積極的な取組を行い、土地家屋調査士の存在を大いにアピールし、活躍の場を拡大していただければと思います。

さらに、本年1月20日で制度の発足から10周年を迎える筆界特定制度につきましても、土地家屋調査士の皆様には筆界調査委員として筆界紛争の解決に御尽力いただいております。全国の各法務局においては、更なる適正・迅速な事件を処理を目指し、近年は筆界特定登記官会同においてその具体的な方策について協議を行っているところです。その結果も踏まえ、今後とも、利用者である国民の皆様からの信頼と期待により一層応えていく必要があると考えております。

また、東日本大震災の発生から、間もなく5年を迎えようとしておりますが、土地家屋調査士の皆様には、震災の発生直後から、被災者の方々に対する登記相談に積極的に取り組んでいただきました。また、被災地における生活再建に重要な役割を果たす登記所備付地図の修正作業においても、その専門的知見や能力を遺憾なく発揮していただきました。この紙面をお借りして、改めて御礼を申し上げる次第です。

このほか、表示に関する登記の適正化・効率化の観点から、昨年は、資格者代理人がするオンラインによる表示に関する登記の申請又は囑託における法定外添付情報の原本提示の省略等の種々の運用改善や、不動産の調査に関するいわゆる調査報告書の改定に関する検討を行っており、こうした取組は、本年も引き続き日本土地家屋調査士会連合会と継続的に協議を行いながら進めてまいります。

このような表示に関する登記の分野における諸施策を円滑・着実に進めていくためには、土地家屋調査士の皆様と法務省・法務局との緊密な連携、協力関係が必要不可欠です。土地家屋調査士の皆様には、引き続き、法務局の各種業務への御協力をお願いいたします。

最後になりますが、土地家屋調査士の皆様の御多幸、そして、ますますの御活躍と、日本土地家屋調査士会連合会及び各土地家屋調査士会の更なる御発展を祈念いたしまして、私からの新年の挨拶とさせていただきます。

# 事務所運営に必要な知識

## —時代にあった資格者であるために—

### 第42回 マイナンバー制度と土地家屋調査士業務 ～マイナンバー制度と当面の課題～

群馬土地家屋調査士会 堀越 義幸

マイナンバー制度は新しい社会基盤(インフラ)ですから、今後不都合があったりすれば徐々に改善されていくと思われます。なお利用範囲はあらかじめ法律で定められ、仮に利用範囲を拡大する場合には法律改正が必要とされています。

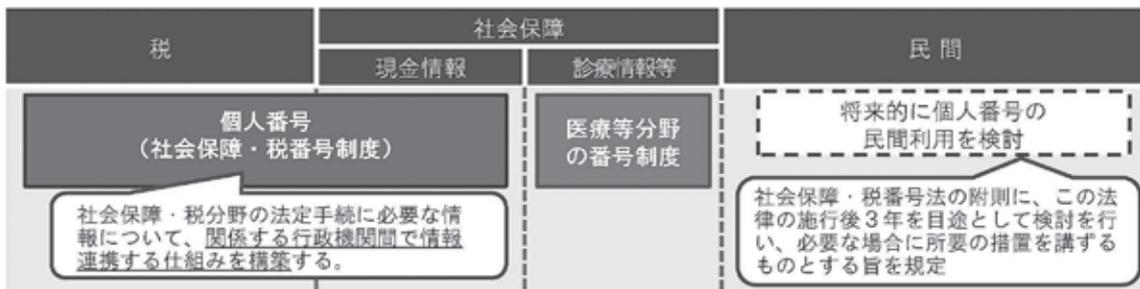
現時点での利用範囲は税と社会保障分野に限定されています。

土地や建物など不動産とマイナンバーとの紐付け

も検討されているようですので、将来的には登記申請での利用も考えられますが、現時点で登記申請でマイナンバーを使用することはありません。なお、マイナンバーを利用することと、マイナンバーカードに格納されている公的個人認証(JPKI)の電子署名を利用することは、根拠法も異なる別の問題ですので、混同しないように注意が必要です。

#### 番号制度でのマイナンバーの利用範囲について

○ 社会保障・税番号制度は、行政機関等を情報連携対象として、社会保障・税・災害対策の各分野で利用することとされている。



#### ○個人番号の利用範囲(番号法別表)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

社会保障分野	年金	年金の資格取得・確認・給付に利用 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
	労働	雇用保険等の資格取得・確認・給付。ハローワーク等の事務に利用 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療等	保険料徴収等の医療保険者の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等に利用 ○健康保険法、介護保険法等による保険給付、保険料の徴収に関する事務 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 等
税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用	
災害対策	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用	
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用		

36

厚労省のサイトより引用

## ○マイナンバーを扱う際の住所について

ここで改めて住所について考えてみたいと思います。土地家屋調査士名簿に登載される内容は氏名、生年月日、本籍、住所、性別、事務所の所在地、所属会等となっています(土地家屋調査士法施行規則第14条)。ただし、会員証には事務所の所在地は記載されていますが、自宅住所は記載されていません。また、請求書等に記載するのも事務所所在地となります。

個人事業主がマイナンバーを提供する際には、身元(実存)確認情報を提供する必要がありますが、必要となるのは、顔写真付きの公的な身分証明書などです。具体的にはマイナンバーカード表面、運転免許証そしてパスポートなどが該当します。当然その際に提供する住所は自宅住所となります。その結果、請求書に記載された住所(事務所所在地)とは一致しないこととなります。実務的には違和感を覚えるところ

です。

土地家屋調査士法人などではこの問題は生じません。土地家屋調査士の場合、現行法では、法人の社員が一人になってしまったときは解散事由となりますが、他の士業では、「一人法人」を認めているケースもあります。

個人事業主で業務を行う場合と法人として業務を行う場合の各々のメリット・デメリットを考える場合、マイナンバーとの関係も考慮すべきかもしれません。

ところで、個人事業主については、「法人番号」の検討の際に、法人番号を付番するか検討されたようです。制度開始当初の付番は見送られたようですが、引き続きの検討項目となっているようです。

私は、自宅の住所を提供しなければならないことに若干の抵抗を感じていますので、ぜひ個人事業主にも法人番号を付番して欲しいと思っています。

# 1. 法人番号の検討経緯

## ●網羅性：大企業から個人事業主に至る連携

区分		登録数	納税数
法人	公的法人	公法人(国、地方公共団体など) 独立行政法人等 その他の法人	公共団体数 約2千件
	営利法人	会社 外国会社 ほか	法人登記数 約320万件
	非営利法人	一般社団法人・財団法人 学校法人 宗教法人 医療法人 社会福祉法人 特定非営利活動法人(NPO) 協同組合 健康保険組合 国民健康保険組合 企業年金基金 国民年金基金 ほか	
個人	個人事業主	—	納税法人数 約296万件  青色申告者数 約242万件

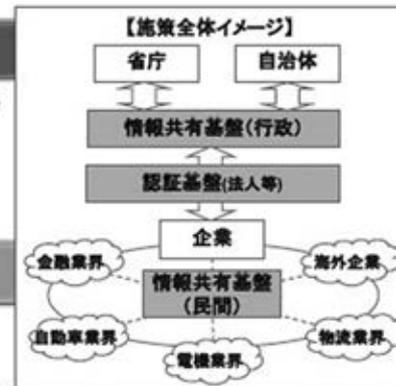
企業情報の共有

行政機関における企業情報の共有基盤の整備

政府関係機関間で、法人番号を通じて企業情報を共有するための基盤(企業情報共有基盤)を整備すべき。また、その中で、自らの企業情報を法人が取得できる仕組み(法人版マイガバメント)も必要。  
(共有情報の例)  
行政機関の各種申請情報(財産権出願関連手続き、各事業法に基づく事業計画/事業報告等)  
登記事項証明に記載している情報 納税証明書に記載している情報  
行政機関との取引実績に関する情報 等

企業情報共有基盤に対して自社の企業情報にアクセスするための企業の認証基盤の整備

- 法人版マイガバメントにアクセスするための認証基盤を整備すべき。(民間側の情報共有基盤にも利用可)  
(課題)
- 認証主体をどうするか。個人とする場合、法人代表者以外の部門責任者などをどう位置づけるか。(既存の認証制度としては、法務省の商業登記に基づくもの、JPKI、電子署名法による電子証明書などが存在)
  - 認証に際してのセキュリティレベル、アクセス手段をどうするか(マイガバメントと同様の論点)



制度改正等

個人事業主と法人を一元管理するには、法人番号の対象外になっている個人事業主への付番が必要。

法人間や法人と個人との取引を効率的に管理するため、またはマネーロンダリング対策などの金融取引の透明性の向上等のためには、請求書や領収書等への法人番号の記載に義務付けが必要。

○マイナンバーカードの取り扱いについて

マイナンバーカードは1枚で

- ①顔写真付きの身分証明書(表面)、②マイナンバーを証する書面(裏面)、
- ③電子署名の格納媒体、そして自治体等の独自サービスの関連アプリの格納媒体

の機能が便利でありますが、他人のカードを扱う場合には細心の注意が必要となります。カードケースとともに配布するようですが、もう少し使い勝手について改善の余地があると思われます。参考までに、内閣官房のホームページから引用します。

Q4-3-1-1 従業員などのマイナンバー(個人番号)を取得するときは、どのように本人確認を行えばよいのでしょうか。また、対面以外の方法(郵送、オンライン、電話)でマイナンバーを取得する場合はどのように本人確認を行えばよいの

でしょうか。

A4-3-1-1 マイナンバーを取得する際は、正しい番号であることの確認(番号確認)と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要であり、原則として、

- ①個人番号カード(番号確認と身元確認)
- ②通知カード(番号確認)と運転免許証など(身元確認)
- ③個人番号の記載された住民票の写しなど(番号確認)と運転免許証など(身元確認)

のいずれかの方法で確認する必要があります。ただし、これらの方法が困難な場合は、過去に本人確認を行って作成したファイルで番号確認を行うことなども認められます。また、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは身元確認を不要とすることも認められます。詳しくは、下の表のとおりです。また、対面だけでな

く、郵送、オンライン、電話によりマイナンバーを取得する場合にも、同様に番号確認と身元確認が必要となります。詳しくは、[こちらの表]をご覧ください。(2014年7月更新)

なお、個人番号カードの表面のコピーにより本人確認を行う場合、表面は臓器提供意思表示欄など高度な個人情報も含まれることから、個人番号カード交付時にお渡しするカードケースに入れたままのコピーを可としますが、裏面はマイナンバーを表示しなければならないことから、ケースを外してコピーをしてください。(2015年11月更新)

## ○マイナンバーカードに格納される電子署名(公的個人認証JPKI)について

政府はマイナンバーカードの普及について非常に積極的です。住基カードやそれに格納される電子署名はともに原則有料でした。また発行手続も厳格な対応となっています。これに対して、マイナンバーカードは無料ですし、格納される電子署名も無料発行となっています。またカード発行申請はスマートフォン等でも可能となっています。

コンビニエンスストアでの住民票や印鑑証明書等の取得、健康保険証の機能などが付加されることもあり、所有者は増加すると思われます。

マイナンバーカードの所有者が増加するということは、電子署名所有者も増加することを意味します。したがって、改正されて公的個人認証(JPKI)の取扱いについても確認する必要があります。

ここで、改めて電子署名の意義を確認してみましょう。

電子署名がなされた場合、有印文書と同じく、真正推定がなされます。私たちの土地家屋調査士の電子署名もこれに該当します。

### 電子署名及び認証業務に関する法律

**第三条** 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人

だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

電子署名の有効性の検証について、公的個人認証サービス(JPKI)は制限を設けていました。これはJPKIが政府認証基盤(GPKI)に接続されているためであり、安全面での配慮でした。しかしその結果、事実上JPKIは国への手続でしか使用できない電子署名となってしまう、ほとんど普及しませんでした。登記手続でも電子委任状が普及していないことが、オンライン申請が進まない大きな要因となっていました。

今回マイナンバー制度に合わせて、公的個人認証制度も改正されています。主な改正点は下記の2点となります。

- ① JPKIサービスの対象を民間事業者に拡大…従来、行政機関に限られていた署名検証者の資格を、総務大臣が認定した民間事業者にも拡大
- ② 電子認証の導入…従来の電子署名機能に加え、電子認証(電子利用者証明)の機能を追加。これはマイナポータルへのアクセスなどの際に利用されます。

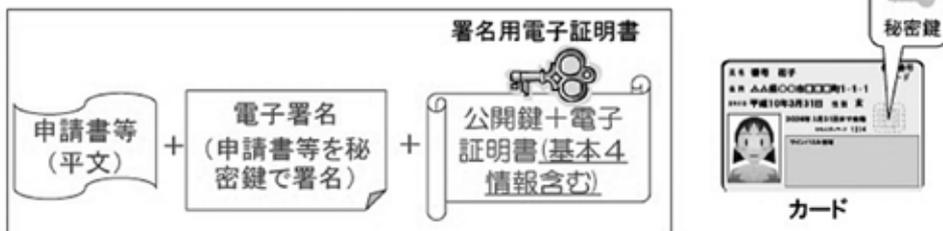
この民間事業者への拡大では、銀行や生命保険会社などの利用が想定されているようです。しかし、私たち土地家屋調査士など国家資格者こそ、適正かつ円滑な行政手続に資するために、個人の電子署名の有効性検証を行うべき存在だと思えます。

現行法でも法律上は連合会に検証システムを設けることで可能となっていますが、これは新たに特定認証局を設けると同程度の費用がかかるため、日調連を含め他の国家資格者団体も対応してきていませんでした。

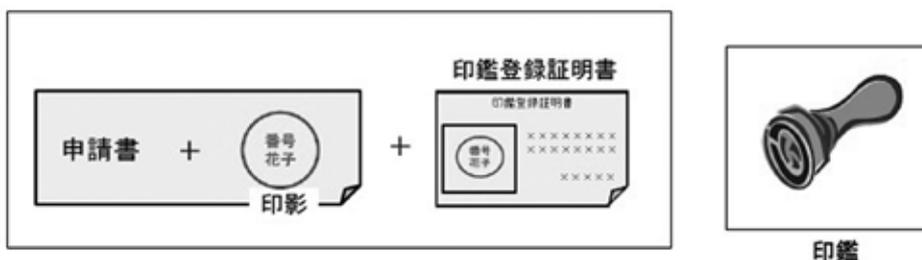
今回の法改正により総務大臣の認定を受けることにより、署名検証が可能となります。具体的にはどのような手続となるのか、署名検証手数料はどのようなのか、早急に検討をする必要があると思われます。

(参考3)電子署名は電子版の印鑑登録

●電子署名での申請



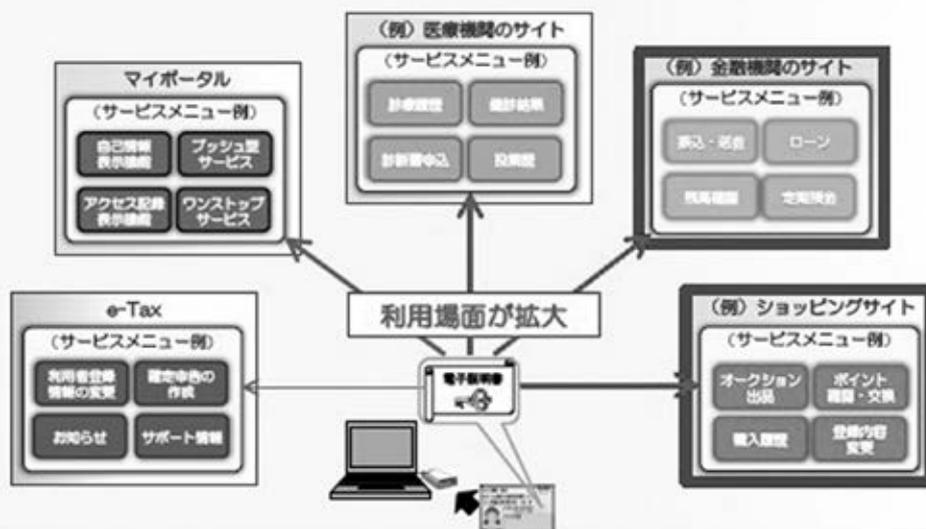
●登録印鑑での申請



13

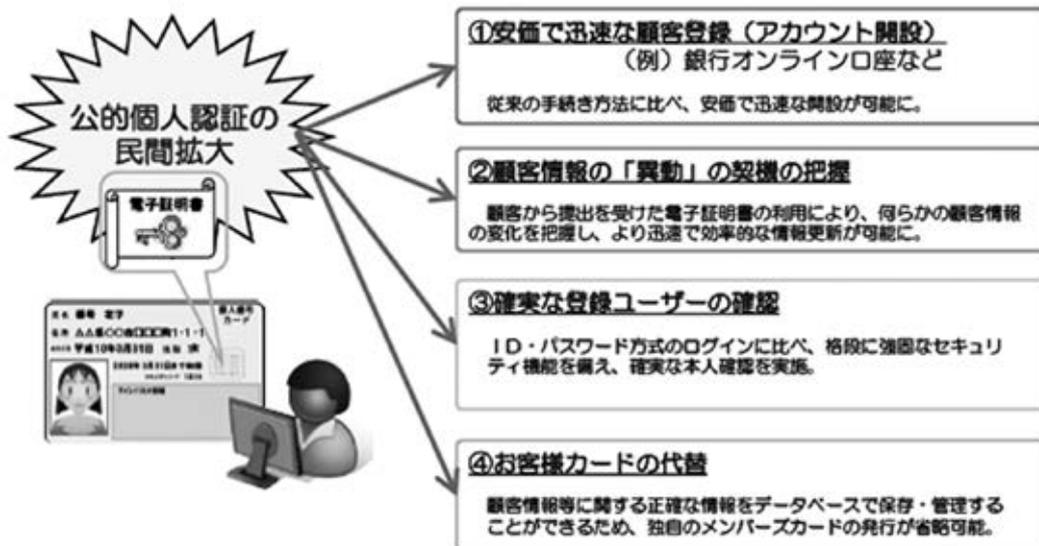
公的個人認証サービスの民間拡大について

- e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- ID・パスワード方式よりも高いセキュリティレベルを要求されるサービスへ、今後も普及拡大



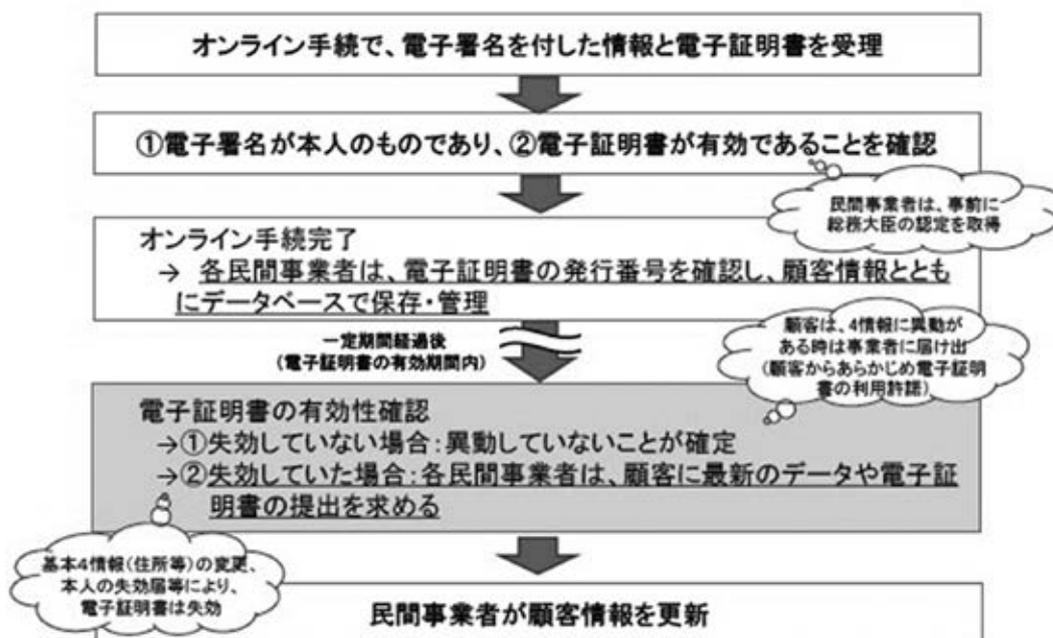
1

公的個人認証サービス利用によるメリット  
～ 民間事業者の皆様へ～



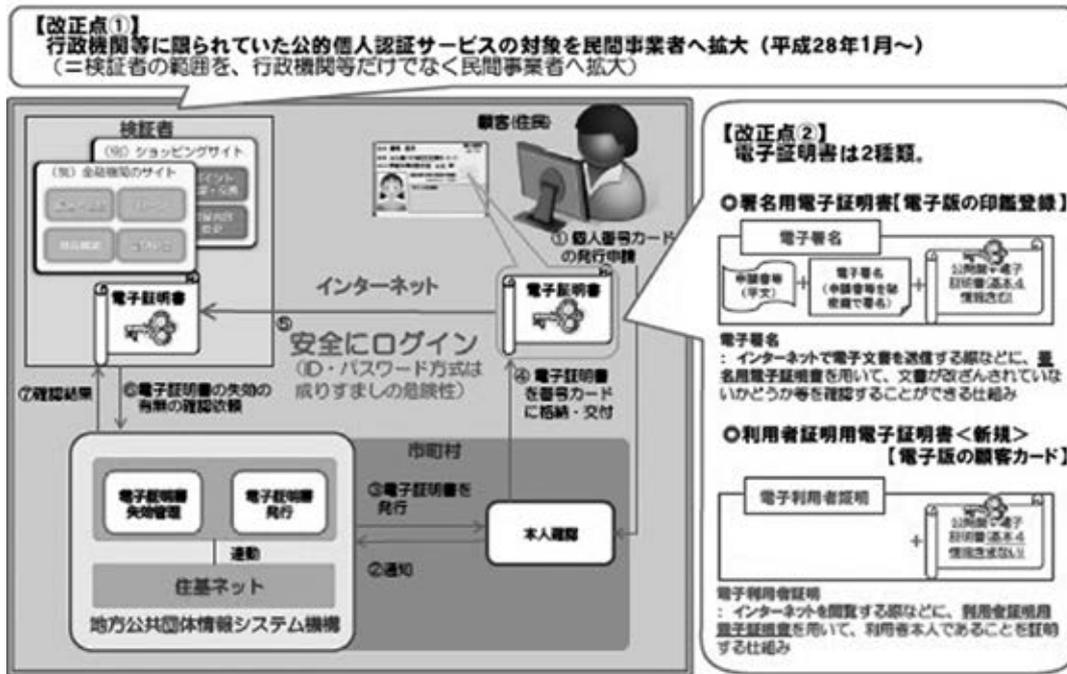
2

公的個人認証サービス利用によるメリット②  
～ 顧客情報の「異動」の契機の把握～



5

## (参考1)民間サイトでの公的個人認証サービスの利用イメージ



11

総務省「平成26年3月27日公的個人認証サービスの民間拡大について」より引用

### ○マイナンバーへの各種情報への関連付け

マイナンバーと各種情報を関連付けることを、一般に紐付けと呼んでいます。

現在検討されている主だったものは、戸籍、預貯金口座、医療分野などです。

戸籍については、法務省に「戸籍制度に関する研究会」が設けられ、検討が進められています。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/koseki\\_kenkyukai\\_index.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/koseki_kenkyukai_index.html)

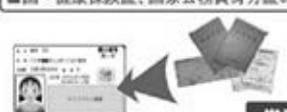
平成28年には行政手続等で戸籍謄本等の添付が不要となる見込みです。行政庁側はマイナンバーをキーとして情報を取り寄せることにより申請人が相続人かどうかなどを判断すると思われます。

では土地家屋調査士を含めた資格者代理人はどうすればよいのか。戸籍情報にアクセスすることが許されるとは思われません。

本人申請の場合は、戸籍謄本等は添付不要で、資格者代理人が関与する場合には依頼人に従来どおり書面を用意していただく必要があるのか。

今後の動向を注視する必要があります。

## 個人番号カードのメリット

<p><b>個人番号を証明する書類として</b></p>  <p>○個人番号を証明する書類として 個人番号カードを提示</p> <p>○所得把握の精度向上 ○公平・公正な社会を実現</p> <p>番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。</p> <p>券面</p>	<p><b>各種行政手続のオンライン申請</b></p>  <p>○電子申請(e-Tax等)の利用 ○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得</p> <p>○行政の効率化 ○手続き遅れによる損失の回避</p> <p>マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。</p> <p>電子証明書</p>
<p><b>本人確認の際の公的な身分証明書として</b></p>  <p>なりすまし被害の防止</p> <p>○個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。 ○金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。</p> <p>券面</p> <p>電子証明書</p>	<p><b>各種民間のオンライン取引/口座開設</b></p>  <p>○インターネットにおける不正アクセスが多発 →公的個人認証サービスの民間開放 ○インターネットへの安全なアクセス手段の提供</p> <p>オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。</p> <p>オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用</p> <p>電子証明書</p>
<p><b>付加サービスを搭載した多目的カード</b></p> <p>■市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能 ■国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中</p>  <p>将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化</p> <p>券面</p> <p>アプリ</p> <p>電子証明書</p>	<p><b>コンビニなどで各種証明書を取得</b></p>  <p>○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。</p> <p>○住民の利便性向上 ○市町村窓口の効率化</p> <p>現在、約90市町村(国民の約1割強)が利用できる。アンケート調査によると、今後、約700市の市町村が導入予定(国民の約7割)。</p> <p>アプリ</p> <p>電子証明書</p>

## マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

### 1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

### 2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

### 3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

#### 【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成25年6月14日閣議決定) 抄

Ⅲ 目指すべき社会・姿を実現するための取組

③ 公共サービスがワンストップで誰でもどこでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

2

総務省 「マイナンバー制度の概要と最新動向について」より引用

# 第13回 東南アジア測量大会 in Singapore

## レポート

### 1. はじめに

日本土地家屋調査士会連合会研究所が海外に向けて取材を行うのは、2つの大きな目的がある。6つの研究テーマを掲げている中、第5分科会において、アジア各国の地籍制度の比較をテーマとしており、また第6分科会として、地籍情報の標準化に関する研究をテーマにしている。今般参加した大会は、両方の視点に立った取材を敢行した。

大会開催国であるシンガポールについての土地制度を調査するにあたり、シンガポールがどのような国であるのかは、理解をしておかなければならない。国土計画としては平らな地形を生かした公園と公園を繋ぐ自転車専用道路を計画、住宅需要の見込める埋立て予定地について埋立て後すぐに分譲するのではなく10年間ゴルフ場の運営会社に貸与し、地盤が落ち着いたなら居住用の高級マンションを建てるといった計画を、各取得した企業体や個人というよりも、行政が積極的に、その地域に見合った都市計画・開発を行うため、作業工程や、資金運用及び建設計画に至るまで、無駄がなくまた都市の景観も統一的で美しい。実質的に専制的な政治が行政と相まって巨大な企業体であるかのように規制と開発を同時に行っており、日本と違い、役人でさえあらゆる計画に積極的で特徴的である。

そのような中、東南アジアの各国が土地行政及び地理空間情報管理の分野において、技術的な発表を行い、情報交換を行う場として2年前に開催された2013年のフィリピンマニラ大会から今般シンガポールでの開催となった。なお、日本は、構成員としてこの団体SEASCに参加していない。

### 2. 大会の概要について

ご存知のとおり、シンガポールは、東南アジア地域での地籍整備に関して、先進国であり、国土の管理体制を全体として高度情報化を具現化している国である。FIGや国際機関が提唱する土地行政(Land Administration)のモデルに倣い、各国がどのよう

な取り組みを行っているか。また、国連決議で行ったGGRF<sup>i</sup>(Global Geodesic Reference Framework)の委員会であるUN-GGIMのアジア地域UN-GGIM Asia Pacificの会議発表及びCommission 5のワークショップなどが平行して行われた。プレナリーセッションについては、各国の測地系に関する取組及び3D地籍へのアプローチなどの発表が目立ち、スマートシティを含め先進的な取組に関する発表の割合はFIGの大会よりも割合が高く、逆に持続可能性や貧困問題、地籍や登記制度未整備国家に対する取組といったものに関する発表は割合が少なく、災害に関する発表など、アジア特有の問題点に関することが、良くも悪くも新興国の測量者大会という印象を受けた。

研究所としては、日本における地籍制度の進歩状況は、Cadastre2014において、地籍情報のいわゆるITC<sup>ii</sup>化の前段階であるLand Information Systemにも、日本の土地制度は、全く到達していないことから、土地家屋調査士にも地図の不整備の責任の一端があり、地籍整備後進国になっていると考えている。また、これから日本が不動産登記法第14条地図を整備し登記情報と関連付けられる時代への大いなる参考事例があり、地籍情報の高度情報化へのメリット、日本においてなぜ地図整備が進まないのか、世界に比べると古い現状の地図整備枠組みで良いか?かかるヒントを見つけ、制度に反映できるように提言を行っていく役割があることから、今般の大会は、未来の日本における地籍制度の発展・方向性と世界トレンドを知ることができた。

### 3. 展示ブース

大会が始まる前にまず圧倒されたのがシンガポール土地管理局(Singapore Land Authority: シンガポール法務省下の法定機関であり、2001年に国土

<sup>i</sup> 地球規模の測地基準座標系

<sup>ii</sup> 情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

事務所、シンガポール不動産登記所、測量部、国土制度支援部を合併して組織されている)の展示ブースでのスマート国家(3D国土図等)のプレゼンビデオだった。たまたま、昨年のマレーシアでのFIG大会で知り合いになった職員が居たのだが、彼は、シンガポールは昨年FIG2014の時点で全土の航空写真・レーザー測量を終えて解析中の段階であったと話してくれた。車輛によるモバイル測量と解析も2016年までの計画で進行中であるようである。

現在は国土の3Dモデル化が一旦完了しており、3DGISで境界のプロットや各種地物の計測も可能となっているということであった。また、こうした3Dのデジタル地形データや、建造物モデルはシンガポール土地管理局によって地籍分野にのみ利用されるのではなく、他の省庁でもその目的に沿って様々な都市計画、水害シミュレーションや環境保護、生物学の研究から位置情報サービスにまで幅広く利用される。こうした現状を日本で実現するには、土地区画データを基盤として、あらゆる情報が関連づけられ、各省庁を統合するデータ管理が必要となる。そのため、縦割り行政をなくし、市区町村の担当者に関しても、地籍に関する高度な知識が必要となる。土地家屋調査士は、内部的な研究にとどまらず、土地行政全体において、円滑化するように官庁をも含んだ研修を実行することにより、スピーディーな地籍整備につなげられる潜在力がある。



1 Soh Kheng Peng SLA 測量部長による3Dマッピングとスマート国家の技術セッション

## 4. 開会式において

モバイル端末の利用向上による研究は、日本においても活発化している。

本大会の開会の言葉では、シンガポール測量協会のLoi Hwee Young氏がポケットからスマートフォンを取り出して(スマートフォンに測位機能があることを前提に)「今やこのスマートフォンは電話であるだけではなく、カメラであり、ビデオでありSNS端末でもある。テクノロジーの進化は非常に早くこれは測量者にとって新しいチャンスでありフロンティアとなるものである。」と力強く述べ、基調講演に招かれたシンガポール上級相(法務省・文部省)のIndranee Rajah氏は、「地理空間情報・技術はこれからさらに日常生活の中により広く深いインパクトを与えるようになるであろうし、シンガポールのスマート国家プログラムの基軸でもある」と述べ、3D国土図のプレゼンビデオを上映した。

開会式の最後には、携帯端末を手にした上級相がLeicaの3Dレーザースキャナーを用いて、会場の「記念撮影」ならぬ「記念3Dスキャン」を行った。これは、地籍情報がもはや2Dではなく3Dで管理することが、世界のトレンドであることを象徴している。今後とも、日本国内においても、このような最新技術により、国土管理や防災に至るまで、統合して管理できる土地行政をめざすことが必要となり、そのために現時点において何から始めるのかを社会に提言することが土地家屋調査士に求められている。

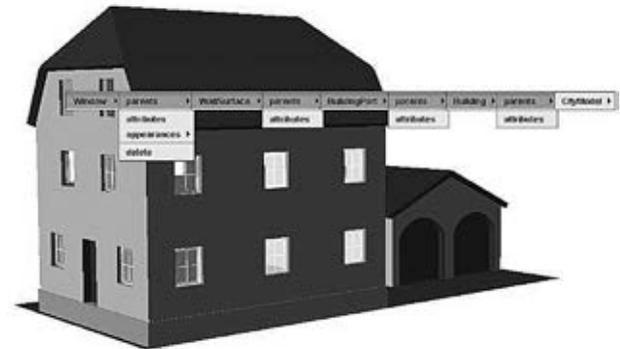
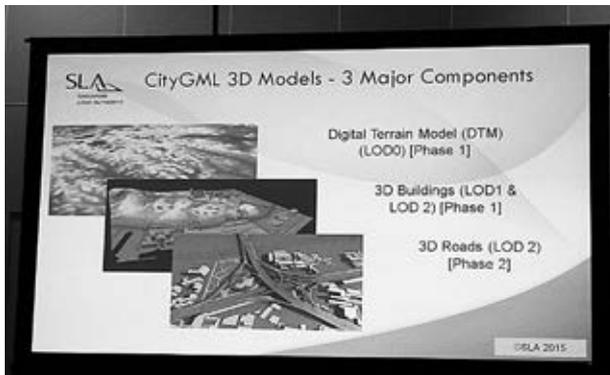
## 5. シンガポールの国土管理に関する技術セッション

今回の地籍分野の技術セッションについては、全体的に3D地籍、中でもドイツ、フランス、シンガポール等で利用されているCityGML<sup>iii</sup>での3D都市管理(スマートシティ)についての発表が目立った。まず、事例について、ご紹介しよう。

City GMLでは要素を

- ・ デジタル地形モデル
- ・ 3D 建造物

<sup>iii</sup> 3次元都市外観及び屋内空間モデル仕様



・ 3D 道路  
 の3つに大別すると同時にデジタルモデルの詳細性をLOD (Level of Detail) 0～4という形で、

- ・ 地形モデルのみのLOD0
- ・ 建造物の屋根のないブロックモデルを追加したLOD1
- ・ 建造物に屋根とテクスチャーを追加したLOD2
- ・ 建造物の詳細をモデリングしたLOD34
- ・ 建造物のインテリアをも含めてモデリングしたLOD4

と区別することにより、単に形だけではなく見た目や様々な意味付けを行っている。

国土全体を航空3Dで測量を終えたシンガポールではLOD2程度までの情報管理を考えているようであった。

3D地籍については進行する都市化の中で複雑化する建物や各種都市インフラをより効率的で空間利用可能性を高めた形で、しかも持続的な維持管理を実現するものとして位置付けが強く感じられた。

## 6. アメリカのデジタル地籍に関する発表

3D地籍に対する積極的な発表が多く行われる中で、反対に米国のデジタル地籍アプリケーション会社である seaconis 社の Curt Wilkinson氏によるセッションは、現状を冷静に見据えており興味深いものであった。

レーザースキャナーやビデオ、センサーやドローン等、測量データコレクションのための技術は素晴らしいスピードで進化しているが、日本の現状と同じように、地籍システムは遅々としか進歩してお

らず、それどころか殆どの国の地籍は2Dでさえフルデジタル化されていない。また、地籍は保守的な土地所有システムと結びついており、地籍測量には立証責任が負い掛かる。土地記録の遅い進化の一方でそれに関連した測量だけが自由に急激な進歩することが可能なのかと問いかけられた。

さらに、3D地籍の現状についても

- ・ 土木建築の図面、ソフトウェア、BIM、は地籍用途に作られてはいないこと。
- ・ CityGMLの立体化されテクスチャーを貼り付けた建物形状もそれ自体は3D地籍ではないこと。
- ・ 地籍上の地番(表層モデル)は建設図面や建築CAD / BIMの一部ではないこと。
- ・ 多くのCADが任意座標系であること。
- ・ デジタル2D地籍も殆どZ座標がなくこれをどのように3D地籍に取り込むのか。
- ・ 3Dのパイロットプロジェクトやデモンストレーションはあるが実際3D地籍はまだないこと。

といった点を現実として挙げながら、技術進歩の中で単一の測量モデルを確立することや、初期のデジタル2Dと地籍での失敗を繰り返さない事と同時にまず2D地籍を完遂すべきこと、コンピュータテクノロジーの変化に向けた設計とデータモデルへの対応、データモデルと標準が重要であること等を強調していた。こういった点は、日本における地籍の情報化についての問題点と共通するため、土地家屋調査士は意識しなければならない。

## 7. 日本からの発表について(参考)

GGRFの運用からシンガポールと協力関係にある

とのことから、JAXAからの発表でのPPP(Precious Point Positioning)に関しては、[http://www.jaxa.jp/article/special/michibiki/kogure\\_j.html](http://www.jaxa.jp/article/special/michibiki/kogure_j.html)を参照)に関する技術発表が行われており参加者の関心は非常に高かった。今後PPPに関しては、内閣府に管轄が移管されるということで、実現に向けての開発が期待される。

## 8. URA(Urban Redevelopment Authority)の施設見学と他国技術者との交流について

前述のシンガポールの概要や、政府の関係について、都市計画の視点から、シンガポールの概要を見学。また、先の研究員からの情報をもとにシンガポール独自の問題で、昨今ニュースにもなっている、インドネシアの焼畑農業での煙害について質問を行ったほか、自動車保有率が人口の5%しかない理由など、地籍に関わらず幅広い質問を行ってみた。その国での問題を知ることにより、風土・監修の違いを通して、土地行政のあり方に対する多目的な視点を形成することに役立つ。

## 9. おわりに

連合会研究所において本年度の第5分科会が調査研究を行っていく地域としてカンボジアが候補となっている。そこでカンボジアの測量士に現地の情報収集を協力してもらえるように、人脈を形成しておいた。昨年マレーシア大会でのカンボジア測量士が知り合いであったため、今後の取材に大いに役立つと期待したい。その他シンガポール

の地籍オントロジーに関する専門であるSoon氏(Singapore Land Authority)や、Bentley社の3DGISなどの情報提供もエンジニアとの関係が持てた。第2分科会における最新技術をテーマとした情報への海外の情報取材に役立つとともに、今後の情報収集への人脈基盤や隣国におけるネットワーク形成ができたことで、研究所の調査の充実になるものと思われる。

その他にも、多くのセッションに参加して取材を行っているが、ここでご紹介できる内容に限りがあるため、今後の研究についての動向に注目していただきたい。

研究所理事 藤井 十章(兵庫会)  
研究所研究員 山中 匠(広島会)



# 第30回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ長崎大会(ゴルフ・観光)報告

長崎県土地家屋調査士会 船津 学  
川崎 勝



## <前夜祭>

平成27年9月27日(日)、長崎リゾートアイランドパサージュ琴海において、林連合会会長、針本長崎会会長の挨拶に始まり、盛大に開催されました。



前夜祭 林会長挨拶

ゴルフに参加される方も観光に参加される方も一緒に親睦を深められておられました。

また余興では、宮崎会会員によるひょっとこ、長崎会会員によるバナナのたたき売り、そして、土地家屋調査士会を元気に！が合言葉の地元アイドルユニット『SASEBO キャンディーズ』のショーが行われ、大変盛り上がりました。



SASEBO キャンディーズ

繁華街から離れた場所に位置するリゾートホテルですので二次会等はありませんでしたが、大自然の中のゆったりとした時間をお楽しみいただけたかと思えます。

翌日観光に参加した方々には、前夜祭終了後に長崎市内のホテルまで貸切りバスにて移動していただきました。

参加者 前夜祭 139名

## <ゴルフ大会>

翌28日(月)パサージュ琴海アイランドゴルフクラブにおいて午前7時36分にスタートいたしました。

広大な半島の全てを利用して設けられた18ホールはシーサイドコースの変化に富んだフェアウェイ、3つの海越えホールをはじめとしたアンジュレーションの巧みなグリーンなどそれぞれの魅力を持った全国屈指のリンクスコースです。



スタート前記念撮影

また、前々週にはコニカミノルタ杯女子プロゴルフトーナメントが開催されており、注目度も高く、また、コースコンディションも最高の状態で今回のゴルフ大会を開催することができました。多くの方に参加いただきまして参加者同士親睦を深めることができました。

名物の海越えのショートホールは1オンしなかった場合には500円以上の寄付をお願いするチャリティーホールにさせていただきました。たくさんのご寄付ありがとうございました。

今回のチャリティーで集まりましたお金は連合会を通じ大規模災害基金にお渡しいたしました。

参加者 ゴルフ大会121名

## <成績>

(敬称略)

順位	氏名	所属会	グロス	HDCP	ネット
優勝	坂本 尚夫	佐賀	87	15.6	71.4
準優勝	小暮 立一	埼玉	91	19.2	71.8
3位	野里 壽史	岩手	78	6.0	72.0



優勝

## ベストグロス

(敬称略)

順位	氏名	所属会	グロス	HDCP	ネット
1位	中村 宏道	大分	76	1.2	74.8
2位	野里 壽史	岩手	78	6.0	72
3位	伊藤 秀三	広島	79	4.8	74.2



ベストグロス賞

## <表彰式>

プレー終了後に成績発表と表彰式は食事をとりながら行われました。

全国から多数の協賛をいただき、とても豪華な賞

品がたくさん用意されました。

改めまして全国の皆さまありがとうございました。



各会からの協賛

来年は北海道で行われる予定ということですので、長崎会からも参加いたします。

日調連親睦ゴルフ大会を準備から実行まで終えて、全国の皆様との親睦、交流といった機会はとても大切であり、また有意義なことであると改めて感じました。

ご参加いただいた皆さま、本当にありがとうございました。

## <観光>

平成27年9月28日(月)実施の観光には31名の申込みをいただきました。端島炭鉱(軍艦島)の上陸をメインに観光するコースに23名、軍艦島の周遊とグラバー園をメインに観光するコースに8名参加いたしました。そのうち27日(日)パサージュ琴海での前夜祭に28名参加いただきました。

前夜祭終了後はパサージュ琴海に宿泊される方とエスペリアホテル長崎に宿泊される方に分かれまして、長崎市内へバスで移動となりました。夜の移動となりましたが、長崎会の前田利孝副会長のガイドにより、長崎の観光名所の説明、お土産のカステラの話などで盛り上がりました。エスペリアホテル長崎到着後はそれぞれ自由行動となりました。長崎繁華街の思案橋方面へ繰り出される方や、世界新三大夜景に認定されました稲佐山からの夜景を見に行く方がおられ、それぞれ長崎の夜を楽しまれたようです。

いよいよ観光当日9月28日(月)の朝、貸し切りバスでパサージュ琴海を7時30分に出発し、長崎市内へ向かいます。エスペリアホテル長崎、長崎駅

で観光参加者に乗り合わせいただき、9時過ぎには長崎の海の玄関口「大波止ターミナル」へ到着。長崎市の南部と西部を結ぶ国内6番目の長さの「女神大橋」を背景に全員集合での写真撮影を行いました。



観光集合写真

軍艦島周遊コースは大波止ターミナルから「やまさ海運」が運行する船で約2時間かけて軍艦島を周遊します。上陸コースは大波止ターミナルからバスで5分ほど移動し、「常盤ターミナル」から「軍艦島コンシェルジュ」が運行する船で上陸を目指します。天候は晴れてでしたが、台風の影響で若干風が強く、海上の波も2mで少々高めです。上陸コースの船は定員140名で当日は満員です。コンシェルジュの説明で、上陸したら日傘は使えないこと酔い止めのツボなどの注意事項を聞きながら、事前に準備しておいた酔い止め薬を配り、上陸に備えて準備万端です。10時30分、予定通り出港し、世界遺産登録となったジャイアント・カンチレバークレーンを右手に見ながら海上を進みます。このクレーンは明治42年(1909年)に建設された電動クレーンで英国アップルビー社製です。当時はタービンやボイラーなど大型機械の船舶への搭載と陸揚げのために建設され、現在も船舶用プロペラの船積み用に使用されています。

船は伊王島(いおうじま)を經由し、軍艦島へ。途中、9時台に出発したクルーズ船が上陸できずに引き返し、私たちの船も上陸できないかもしれないとの案内がありました。上陸できなかった場合は、最近完成したデジタル軍艦島ミュージアムへ案内しますとのこと。しかし、皆さんの願いが通じたのか、どんどん天気も良くなり軍艦島へ無事に上陸することができました。上陸してからは見学ポイントの3か所でガイドさんの説明があり、当時の生活の様子や現在の建物の状態などを教えていただきました。

平成27年7月5日、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産～製鉄・製鋼、造船、石炭産業～」として正式登録され、端島自体は明治30年(1897年)から昭和6年(1931年)にわたる6回の埋め立て工事によって、約3倍の面積に拡張したこと。その大きさは南北に約480メートル、東西に約160メートルで、面積は約6.3ヘクタール。高層鉄筋コンクリートが立ち並ぶその外観が軍艦「土佐」に似ているところから「軍艦島」と呼ばれるようになったことや最盛期の昭和35年(1960年)には約5,300人が居住していたそうで、明治の中期から昭和49年(1974年)に閉山無人島になるまで、国内外の石炭需要をまかない、八幡製鉄所へも原料炭を供給し日本のエネルギー政策を支えたこと。大正5年(1916年)に建てられた日本最古の鉄筋コンクリート造の7階建の建物やX階段、建物同士が渡り廊下で繋がっており雨の日でも濡れずに移動できたとの説明がありました。



日本最古の鉄筋コンクリート造7階建



立坑入り口

クルーズ終了後は、長崎ちゃんぽん発祥の地、「四海樓」にて中華料理をいただきました。おつまみのちゃんぽんせんべいに始まり、水餃子、スープイコ(酢豚)、長崎ちゃんぽん、長崎皿うどん(揚げ麺)、タピオカココナッツミルクをおいしく頂きました。

周遊コースは同じく世界遺産登録となったグラバー園を散策し、大浦天主堂やお土産街道などで観光を楽しみました。グラバー園はスコットランド出身の商人トーマス・ブレイク・グラバーが居住していた建物であり国内に現存する最古の洋風木造建築でビジネスや文化交流の拠点となりました。対岸に三菱長崎造船所を眺望できる高台に位置しています。グラバーは小菅修船場や高島炭坑の建設に協力し、日本の主要産業の近代化に貢献したといわれています。

全員集合後は、長崎市内をバスの車窓からの観光を行いました。途中、長崎新地中華街、長崎駅を経由して、それぞれ降車する観光参加者との別れを惜

しみながら、鎖国時代の貿易港であり、バドミントン、ビリヤード、ビール、コーヒーの文化がここを通じて広まったといわれている「出島」を初め、長崎の人々は東洋人以外をすべてオランダさんと呼んでいたことからその名がつけられた石畳の「オランダ坂」。毎年8月9日に平和記念式典が挙行されている「平和公園」と高さ9.7メートル重さ30トンあり、天を指した右手は原爆の脅威を、水平に伸ばした左手は平和を、軽く閉じた眼は原爆犠牲者の冥福を祈るという想いが込められた「平和記念像」。原爆の爆風で鳥居の柱が一本吹き飛ばされた状態の山王神社「一本柱鳥居」を見学いたしました。

バスはゴルフ大会会場のパサージュ琴海に到着し、観光コースの旅程を無事に終了いたしました。一日の旅程でありましたが少しでも長崎を楽しんでいただけたら幸いです。ご参加いただきまして誠にありがとうございました。

## セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書 に関するお知らせ

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書では、  
国税(e-Tax)・地方税(eLTAX)の電子申告が可能です！

利用方法等については、国税庁・地方税ポータルシステムヘルプデスクへそれぞれお問い合わせください。

### 国税庁(e-Tax)

TEL 0570-01-5901

URL <http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/toiawase2.htm>

### 地方税ポータルシステムヘルプデスク(eLTAX)

TEL 0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合：03-5500-7010

URL <http://www.eltax.jp/www/contents/1399959268659/index.html>



## もしもこんなことが 起こってしまったら？

復元測量の誤りにより設置された工作物の撤去及び再施工費用の請求

土地家屋調査士が復元測量をし、指示した境界点が誤っており、誤った境界線に布基礎コンクリートが設置されたことが判明したために、その撤去及び再施工費用を請求された。

誤って設置された工作物の撤去及び再施工費用として、572,200円の請求を受ける。

## お役に立ちます！！ 土地家屋調査士賠償責任保険

### 解決内容

<土地家屋調査士の責任>

原因は土地家屋調査士の復元測量の誤りにあることが確認され、有責と判断。

<解決方法>

示談。(注:保険会社による「示談交渉のサービス」はありませんが、賠償問題が円満に解決するよう、ご相談しながら進めさせていただきます。)

<保険適用>

572,200円を損害額として認定。



～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

(有)桐栄サービス 担当：三神

TEL：03-5282-5166

愛しき

# 我が会、我が地元

Vol. 23

## 群馬会

## 『世界遺産としての富岡製糸場』

群馬土地家屋調査士会 富岡支部 井上 正明

世界遺産となった群馬の富岡製糸場。そのお膝元で、20歳より土地家屋調査士としてご活躍されており、富岡製糸場の歴史にも精通されておられる、富岡支部の井上正明会員により、世界遺産としての富岡製糸場をご紹介します。

群馬土地家屋調査士会 広報部長 小井土 努

『富岡製糸場と絹産業遺産群』は、世界文化遺産としてユネスコに登録された。明治新政府による官営工場で操業され、徳川幕府軍との長年の戦争により疲弊した国庫の回復を図るため、輸出により外国からの資金を集めた。中でも生糸は輸出品の要であったことにより、日本の工業化・殖産興業政策の目玉として器械製糸工場の導入と推進が決定された。

『日本の工業化は製糸から始まった』そしてそれを取り巻く様々な人々、蚕の種を扱う人・その種を風穴により保存する人・生まれた蚕を育て、繭を作る農家の人々や繭を買い入れ乾燥して売りさばく問屋・繭を生糸にする民間の小さな製糸場、蚕に与える桑苗を作る人。

その全体が一つの遺産として認められた。

『伊勢崎市の田島弥平旧宅』は、蚕の品種改良と普及に尽力し、蚕の種を外国に輸出していた。新田一

門の田島氏かと思われるが、旧宅が近代養蚕農家の原型として含まれた。

『下仁田町南野牧の荒船風穴』は、江戸時代までは1年に一度の養蚕・春蚕しかできなかった養蚕を、冷風による蚕種の保存で夏蚕も可能となり、次第に秋蚕もできるようになり、年3回の養蚕が可能になった。その後も次第に技術改革により晩秋・晩々秋と年5回の養蚕をも可能にした。つまり、養蚕農家の収入が倍になり、3倍・4倍・5倍となっていった。報われることの少ない農業従事者にゆとりをもたらし、現金収入が増えたのである。

小生も子供の頃母親の実家に手伝い?に度々伴われた覚えがある。普段は座敷である部屋の畳が上げられ、蚕棚が数段ずつ設えられ桑の葉を積み上げていた。蚕が桑を食む音がざわざわと家中に響いていた。お陰で夜中に目が覚めた覚えもある。中学生の頃は寝る場所も蚕に奪われ、牛小屋の隣で寝かされた。夜中に滝の音で目覚めた記憶がある。牛の尻から出る滝であった。桑を食べるのを止めた蚕は『ズー様』と呼ばれ、糸を吐く段階であり拾い上げてまぶしと呼ばれる場所に移される。繭造りのスペースである。小生はこのつるつるでぶによぶによぶのズー様がこの上なく苦手であった。兎に角、触れると潰れそうな生き物である。今でも触るのはもちろん見るのもご遠慮申し上げたい。

従って、当時の畑は殆ど桑畑であったが、今では見る影も無く麦やこんにやくが植えられている。二十歳から土地家屋調査士となり、父親の手伝いをしていたが、畑の周囲は大抵桑の木が1作植えら



場内案内  
富岡製糸場配布パンフレットより

れ、『周り桑』と称して境界の目印であった。こいつが少々やっかいな代物で、枝を切って土に指しておくで勝手に根付いて葉を付ける。外側へ植えては古い株を抜き取る。当時境界立会で良く耳にした言葉『境から尺5寸逃げて植えた』であった。

尺5寸とは45センチに相当する。双方が等しく後退していたら桑の間は3尺の筈である。ところがどっこい、大抵は『尺5寸』なのである。はてなマークが頭をよぎる。計算が合わない。しょうがないので双方に桑芯の折衷案を提示して同意を求める。これで大方は片がついた。まるで落語の世界であり、今になれば懐かしいような気もしている。

風穴も壁や屋根が無いので当時の様子は写真でしか見ることができない。修復もできないのは大変残念というか情けないような思いがする。

『藤岡市の高山社』は、平安末期秩父一族の武蔵むさし権守平朝臣秩父重綱ごんのかみの三男重遠が伊勢神宮内宮・外宮領の高山御厨みくりやの下司職(長官)として赴任した子孫である。藤岡市市街地の殆どがその庄園域であった。(本所は伊勢神宮で領家或いは預所は源義家の子為

義)群馬県立文書館所蔵高山系図もんじょかんによれば二男重親は信濃国に住むと記され、藤岡市誌には『重遠の二男重親は信濃国依田に住み、その館は北国合戦時に木曾義仲軍の発信地となった依田館であると言われている』と記されている。この地以外信濃国における同人の記録は無く、小生は木曾義仲に城を提供した八条院領依田庄下司職・依田次郎太夫実信に比定している。

寿永元年(1182)9月2日、重綱長男重久は次弟の重幸と共に木曾義仲旗揚げの際、高山党50騎(1騎は5名程)を率いて信濃国ちいさがたぐんしらとり小県郡白鳥河原(上田市海野宿南側)で義仲軍に合流し、合戦に参加した。三男の重幸は小林(藤岡市小林)に住み小林を名乗った。

現在の高山社跡は当時の館(城)跡と思われる。凡そ650年程後の子孫が高山長五郎氏で、養蚕技術を教える私立学校として教育と改良技術の研究に力を尽くされている。

群馬県の半分程を占める大規模な世界遺産で有り、長年にわたる経年変化も著しく老朽化は避けられないが、補修・維持管理が求められ人類にとっても意義深く価値ある建物群である。

## 長崎会 『我が会の自慢』

長崎会 広報部長 松本 忠寿

この度の寄稿にあたり、我が会の自慢をいくつも思い浮かべていましたが、たくさんある自慢のどれをご紹介しますかと迷っています。

今からちょうど3年前になりますが、当時幼稚園児だった子供が、「47都道府県の歌」なるものを発表会で披露するらしく、北海道から沖縄まで、各地の名物や名所を歌詞に取り入れた歌がありまして、私も毎晩お風呂の中で一緒に練習させられていました。その中で長崎県は『ちゃんぽん・カステラ・さらうどん・へいわこうえん ながさきけん』という歌詞でした。他の46都道府県は紙面の都合上省略させていただきます。

昨年9月に第30回記念日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ長崎大会が当地で行われ、来崎いただいた沢山の方々が食事や観光、お土産でこれらを堪能されたことと思います。

その他にも食べ物では、卓袱(しっぽく)料理、SASEBOバーガー、五島うどん、六兵衛。観光地

では、壮大な海原が無限に広がる五島・壱岐・対馬、異国文化漂う長崎・佐世保、有明海に面する諫早・島原、琴の海という別名を持つ大村湾に面する大村・西海。人物では、バナナの叩き売りを生業と自他ともに認める土地家屋調査士もいれば、世界中のアイドルユニットの中で、最も土地家屋調査士を知る(土地家屋調査士の認知度100パーセント) SASEBO



軍艦島

キャンディーズ、昨年私の嫁もショック罹患した福山雅治さんも超有名な方ですね。

さて、ここからは『我が会の自慢』です。それは、これまで県内各地の中学校や高等学校で行ってきている出前授業です。長崎県では、平成19年頃から島原、平戸、佐世保の各地で行うようになりました。始めた当初は、どのようにしたら生徒たちに理解してもらうことができるか？毎年不安と恐怖と責任を抱きながら準備を進めていたことを思い出します。生徒の半数以上が(机を抱いて)夢見の状況も経験し落ち込んだ時もありました。しかし、講師自らが楽しむことが出来ないような授業は、生徒や学校に楽しんでもらえないのではないか！との結論に至り、それからは、外業の時間を取り入れたり、土地の価格を具体的に表す座学にしたり、土地家屋調査士業務の魅力を腹いっぱい語ったりと『測量を楽しむ』授業にした結果、測量技術指導や測量コンテストの審査委員、職業体験の受け入れ等の要請を頂くまでに至りました。

去年は受講生の中から始めて、土地家屋調査士事務所への就職が決まり、早くも不動産登記法第14条地図作成作業で活躍しています。今年も同様のお話を聞いているところで楽しみです。

他方では、山口会から私たちの行っている工業高校への授業を自分たちの会も取り入れたいので見学させてもらいたいとの嬉しい話をいただき、急な無茶振りではありましたが、(見学だけではダメです。)平板測量のパートを当日になって受け持ってもらいました。その後の話を聞くと、山口会でも工業高校に向けた出前授業を行うようになったそうで、嬉しく思うとともにこれからも切磋琢磨しながら未来の土地家屋調査士を発掘していけたらと思います。



突然の振りでも対応可能な山口会

わずか8年ではありますが、授業だけに終わらず、その後の広がりが少しずつですが、見えてきた感じがしています。もちろん私たちの見えないところでの広がりもきっとあるでしょう。家庭に帰ってから今日あった授業を親に語ったりされたこともあるでしょう。

出前授業を始めた当初の支部長の言葉を思い出します。「昨日、田平のコンビニで、買い物ばしょたらさ、誰かが近寄ってきてから、今日は授業をしていただいてありがとうございましたって言われたよ。涙の出るごと嬉しかったばい！！」

私たちはこの出前授業を通じて、沢山の目に見えない報酬を頂いていることを実感しています。この寄稿を見て自分たちも是非やってみたいと思われたら長崎県へご一報ください。もれなく出前授業の講師役付きですが、一緒にやってみましょう。

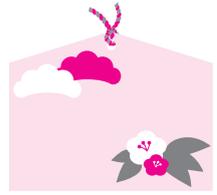
次回は、長崎市内にある金星観測の碑と日本における測地学の歴史をお届けしたいと思います。



鹿町工業高校測量指導



川棚高校で



去年今年

水上陽三

秩父山塊藍一色へ年歩む  
 老いし驛馬にひと鞭入るる初山河  
 ゆづりはやゆづるべきものなくはなし  
 七草を購むや豊後産なりし  
 また一年吟客たらむ実千両

当季雑詠

水上陽三選

岐阜 堀越貞有

ピニールのハウスふくらむ冬日和  
 野良犬のなぜかなつきて庭小春  
 早朝の日課となりし冬登山  
 冬空の雲より薄し朝の月  
 携帯の電話へいくど日の短か

茨城 島田 操

縁側が妻の仕事場毛糸編む  
 晴れ晴れと身ぐるみ脱ぎし冬木立  
 着脹れてこころいよいよ閉ざさるる  
 二人居の畳に届く冬日かな  
 一村をまるまる抱いて山眠る

福島 加藤捷子

小春日や野暮用と言ひ外出す  
 子の貼りし障子俄かに日のにほひ  
 溪流にこぼれつぐなり櫛紅葉  
 石垣の苔の上にも散るいてふ  
 些事ひとつ胸にたたみて落葉焚く

茨城 中原ひそむ

夜の底熟柿落ちたる庭の音  
 車椅子押し行く峡の紅葉橋  
 遠く住む友の訃報や山眠る  
 残菊の影庭を占む午後三時  
 暖冬と月の出を見に渚まで

東京 雅々女

湯豆腐のふつつ揺れて掬へとふ  
 暖冬の裸婦像つんと背を反らす  
 樹の芯の空刺す程や銀杏散る

今月の作品から

水上陽三

堀越貞有

ピニールのハウスふくらむ冬日和  
 冬日和は、冬晴の風のない日に用いられる。初冬ならば小春日和という日である。ハウスは日光に暖められ中の空気も暖められるので当然ふくらんで見える。しかし厳密に測ったものではなく、作者の感性的視覚がそうとらえたのである。

島田 操

縁側が妻の仕事場毛糸編む

季語は毛糸編む。最近昔流の住宅が少なくなつて広い縁側を見掛けることも少なくなり、このような光景も少なくなつてい。作者の住宅は昔からの農家であるからこの様な光景が日常なのである。俳句としては

新しいとは言えないが、すて難いものがある。

加藤捷子

小春日や野暮用と言ひ外出す

小春日は十一月の暖かい穏やかな日と言う。十二月になれば冬日和と言ふことになる。誰かに、何かあったの、何処へ行くのなどと声をかけられた作者が、間髪を入れず野暮用なのと応えて外出して行ったのである。親しい者同士声を掛け合うときの様子が浮かび上がる。

中原ひそむ

夜の底熟柿落ちたる庭の音

昨年は柿が豊作であった。一般の家庭では木守柿ならぬ熟柿が大量にもがれず放置されている。作者の家でも甘柿か渋柿かは不明だが熟れるままに放置されているのであろう。真夜中にどすんと落ちる熟柿の音に驚いたのである。

雅々女

暖冬の裸婦像つんと背を反らす

昨年は暖冬だろうと言われている矢先暮の一日のように一か月もそれ以上も季節が逆行したような暖かい日となり、図らずも掲句が当を得た。しかし、裸婦像はもともとつんと背を反らしているのであるが、恰も暖冬ゆえのごとく作者の感性が捕らえたのである。

# 会長レポート

## REPORT

11月16日  
～12月15日

### 11月

#### 17日

##### 民主党役員との意見交換会

岡田・菅原両副会長とともに出席。全調政連からも横山会長、山本副会長、椎名幹事長が参加。枝野幹事長、小川元法務大臣はじめ民主党国会議員の皆さんに、私たち土地家屋調査士業界が抱える問題をお話し、意見交換の場を設けていただいた。

##### 自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」

自由民主党本部にて開催された予算・税制に関する政策懇談会に出席。自由民主党の法務部会の先生方と意見交換をさせていただく。岡田副会長、横山全調政連会長同席。

#### 20日

##### 沖縄県土地家屋調査士会創立50周年記念事業

沖縄都ホテルにて開催。那覇地方法務局増永局長、沖縄県浦崎副知事、那覇市城間市長はじめ多くの来賓をお迎えし、また法務省・小川民事局長からも祝電を頂くなど盛大な式典であった。95歳を過ぎてなお現役を続けられておられる宮崎禎治会員をはじめ先人、先輩に感謝し、その志と苦難の歴史を改めて実感した。沖縄会の皆さんは全員明るく、各支部毎の余興も地域色溢れて素晴らしかった。私も宮古支部の「クイチャー」と一緒に踊らせてもらった。「クイ」は「声」、「チャー」は「合やす」で「声を合やす」とのこと。土地家屋調査士は、これからも大地を踏み、土埃を巻き上げて発展していきたいものである。

#### 25日

##### 第11回正副会長会議

各副会長、総務部長出席の下、正副会長会議を招集。各事業の報告と喫緊の課題について協議した。なお、筆界特定手続が創設されて10周年となることを受けて、明るく1月14日に房村元法務省民事局長(現日調連顧問)の記念講演会を企画した。

##### 高村正彦衆議院議員「在職35年を祝う会」

東京プリンスホテルにて開催された高村議員在職

35年を祝う会に古橋常任理事と出席。高村議員には、日頃から自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の会長として多くのご指導を頂いている。改めてお礼を申し上げた次第である。

#### 25日、26日

##### 第5回常任理事会

各副会長と全ての常任理事出席の下、本年最後の常任理事会を招集。各担当者から事業の進捗状況の報告を受けた後、各々の懸案事項の整理と喫緊の課題を含めた対応策につき協議を行った。

#### 27日

##### 増子輝彦参議院議員「第10回勉強会」

増子参議院議員には民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の役員を務めていただいている。政権に正面から向かっていく姿勢をうかがうとともに、日頃の厚情に感謝申し上げた。

##### G空間EXPO2015 講演・シンポジウム

お台場の日本科学未来館で開催されているG空間EXPO2015に今年度も参画。今年度のテーマは「G空間社会に馴染んだ新たな不動産登記制度を考える」である。私たち日調連は、基準点の共有化、情報共有の必要性を発信。平日にもかかわらず会場には、入れ替わり立ち替わり常時80名ほどの参加者に来場いただいていた。

#### 28日

##### 地籍問題研究会第14回定例研究会

地籍問題研究会第14回定例研究会に出席。今回は、東京の日司連ホールをお借りしての開催となった。今回のテーマは民法(債権法)改正と不動産取引であったが、土地家屋調査士業務の受託等を例に挙げた山野目章夫先生のお話をはじめ、非常に興味深い発表とパネルディスカッションであり、今後に向けて、改めてこの研究会の存在意義を再確認したところであった。

## 30日

### 金子洋一参議院議員「日本経済を語る会」

横浜のホテルキャメロットジャパンにて開催された、金子洋一議員と「日本経済」を語る会に横山全調政連会長、佐々木副幹事長とともに出席。金子議員は民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟の事務局長であり、日頃から大変お世話になっている。乾杯の発声は、横山全調政連会長が務め、私たち土地家屋調査士の存在感を発信した。

## 12月

### 2日

#### 棚橋泰文衆議院議員「21世紀を拓く会」

棚橋泰文議員「21世紀を拓く会」に出席。棚橋議員は先の内閣改造後も引き続き自民党幹事長代理の要職にあり、安保法制、TPP、軽減税率等についての分かりやすいお話であった。私の地元である岐阜選出でもあり、大変心強い議員である。

### 3日

#### 民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟総会

岡田、加賀谷、海野各副会長、全調政連横山会長、山本副会長、椎名幹事長で臨む。岡田副会長から、不動産登記法第14条地図作成と空家対策の予算要望、入札区分と建物所在図作成についての政策・予算要望を説明。国会議員の先生方から質問も頂き、私たちの制度が国民の皆さんにより近づけるよう意識したところである。

### 4日

#### 第2回研究テーマ「筆界業務」会議

山谷理事、江口・宮嶋・田中各研究員にて構成される標記会議に出席。今年度最優先事項にも位置づけている内容であり、今後のまとめや対外的な説明等のために、岡田副会長、金子総務部長もオブザーバー出席を要請したところである。

#### 三者連絡会

例年開催している、日本公証人連合会、日本司法書士会連合会との三者連絡会に各副会長、総務部長とともに出席。私たち日調連は両会と業務上の関係が深いため、有意義な意見交換になった。

### 9日

#### 保岡興治衆議院議員「モーニングセミナー」

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟最高顧問、保岡興治議員のモーニングセミナーに出席。この日は、読売新聞グループ本社取締役論

説主幹の小田 尚氏による、政治の現場について講演であった。

#### 登録審査会

野口(法務省民事局民事第二課長)・松尾・坂巻・金子(総務部長)各委員、(オブザーバー：加賀谷・岡田両副会長)に出席いただき、登録審査会を開催。規則に沿った対応を確認した。

## 10日

#### 第12回正副会長会議

各副会長、総務部長出席の下、主に午後からの第5回理事会審議事項及び協議事項の対応について協議。なお、正副会長で確認すべき事項の整理も行う。

## 10日、11日

#### 第5回理事会

平成25年最後の理事会を招集。前期から継続している、「境界紛争ゼロ宣言!!」の更なる発信と地図づくりへの参画に加えて、調査権限の強化、業務処理環境の改善を最優先事項としている。各部はこの4項目に帰結するような次年度の事業計画を立てるよう指示した。

## 14日

#### 塩崎恭久衆議院議員「明日を語る会 in 大阪」

大阪市で開催された、第11回塩崎恭久議員と明日を語る会 in 大阪に岡田副会長、金子総務部長とともに出席。開始前の30分間を土地家屋調査士会のために充てていただき、近畿ブロック各会と全調政連による意見交換会としていただいた。現職の厚生労働大臣としてご多忙の中、配慮を頂けることは大変有り難いことであり、加藤大阪会会長はじめ、近畿ブロック各政治連盟の皆様の日々のご努力に感謝である。

## 15日

#### 野田毅衆議院議員「東京野田会」

野田毅議員主催のセミナーに出席。東京大学名誉教授 山内昌之氏が地殻変動する世界と日本、ユーラシア地政学と中東を中心にと題して講演された。平和について再考させられる内容であった。

#### 自由民主党・法務自治関係団体委員長来所対応

自由民主党の法務・自治関係団体委員長に就任された菅家一郎衆議院議員と副委員長に就任された金子万寿夫衆議院議員、富樫博之衆議院議員が就任挨拶のため来館。意見交換と日頃の厚情に感謝申し上げた。

# 大規模災害基金状況

平成 27 年 11 月 13 日現在

ご協力いただきありがとうございます。

## 収支状況

各会からの拠出金計	¥	240,897,246
一般会計繰入金計	¥	56,000,000
他の寄付金等収入計	¥	9,436,147
災害見舞金計	¥	-143,905,000
他の支出	¥	-4,904,362
収支	¥	157,524,031

## 各会からの大規模災害拠出金合計 (平成 9 年度から平成 27 年度まで)

平成 27 年 11 月 13 日現在

調査士会名	拠出金額	調査士会名	拠出金額	調査士会名	拠出金額
東京	¥ 21,490,000	愛知	¥ 10,607,295	宮崎	¥ 3,207,000
神奈川	¥ 11,306,000	三重	¥ 4,161,081	沖縄	¥ 3,370,000
埼玉	¥ 15,256,820	岐阜	¥ 2,339,323	宮城	¥ 3,407,749
千葉	¥ 8,349,029	福井	¥ 1,574,786	福島	¥ 4,486,051
茨城	¥ 6,101,500	石川	¥ 2,669,000	山形	¥ 1,260,426
栃木	¥ 2,046,386	富山	¥ 2,144,000	岩手	¥ 3,779,143
群馬	¥ 4,149,000	広島	¥ 1,924,735	秋田	¥ 1,371,852
静岡	¥ 8,702,199	山口	¥ 2,049,000	青森	¥ 2,312,300
山梨	¥ 1,452,370	岡山	¥ 1,981,060	札幌	¥ 5,598,866
長野	¥ 4,918,500	鳥取	¥ 1,468,339	函館	¥ 1,164,000
新潟	¥ 6,465,900	島根	¥ 1,462,150	旭川	¥ 1,157,000
大阪	¥ 19,112,000	福岡	¥ 7,387,500	釧路	¥ 1,714,000
京都	¥ 4,475,607	佐賀	¥ 2,020,595	香川	¥ 2,800,000
兵庫	¥ 19,752,812	長崎	¥ 3,782,004	徳島	¥ 1,914,134
奈良	¥ 2,016,564	大分	¥ 3,508,000	高知	¥ 1,919,000
滋賀	¥ 2,913,632	熊本	¥ 3,086,000	愛媛	¥ 3,105,000
和歌山	¥ 2,107,538	鹿児島	¥ 5,550,000	合計	¥ 240,897,246

## 災害見舞金支出一覧

(平成 10 年度から平成 27 年度まで)

平成 27 年 11 月 13 日現在

支払日	所属会	対象	事象	合計	支払日	所属会	対象	事象	合計
H10. 8.20	新潟	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000	H13. 4.20	山口	山口会	芸予地震	¥ 100,000
H10.10.16	茨城	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000	H13. 4.20	岡山	岡山会	芸予地震	¥ 100,000
H10.10.16	福島	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000	H13. 4.20	香川	香川会	芸予地震	¥ 100,000
H10.10.16	高知	会員 3 名	集中豪雨	¥ 60,000	H13. 4.20	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 100,000
H11. 4.14	岡山	会員 1 名	台風	¥ 20,000	H13. 6.29	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 200,000
H11.11.16	愛知	会員 4 名	竜巻	¥ 80,000	H14. 8.12	岐阜	会員 1 名	台風 6 号	¥ 100,000
H11.12.10	山口	会員 20 名	台風	¥ 490,000	H14.11.18	千葉	会員 18 名	台風 21 号	¥ 100,000
H12. 4.14	札幌	会員 1 名	有珠山噴火	¥ 30,000	H15. 6.17	宮城	宮城会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12. 6.14	岩手	会員 1 名	集中豪雨	¥ 50,000	H15. 6.17	福島	福島会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.10. 6	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000	H15. 6.17	山形	山形会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.10. 6	愛知	愛知会	東海地方豪雨	¥ 1,500,000	H15. 6.17	岩手	岩手会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.10.24	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 100,000	H15. 6.17	秋田	秋田会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.11.27	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000	H15. 6.17	青森	青森会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.12.25	島根	島根会	鳥取西部地震	¥ 30,000	H15. 8. 8	福岡	会員 1 名	九州集中豪雨	¥ 100,000
H13. 2.20	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 250,000	H15. 8.22	宮城	会員 1 名	宮城県沖地震	¥ 100,000
H13. 3.28	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000	H15. 9.25	宮城	会員 7 名	宮城県沖地震	¥ 2,000,000
H13. 4.20	広島	広島会	芸予地震	¥ 100,000	H16. 7. 7	佐賀	会員 1 名	佐賀市竜巻	¥ 200,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H16. 7.23	新潟	会員 14名	集中豪雨	¥ 1,700,000
H16. 7.23	福井	会員 7名	集中豪雨	¥ 500,000
H16. 8. 6	新潟	会員 2名、新潟会	集中豪雨	¥ 250,000
H16. 8. 6	福井	福井会	集中豪雨	¥ 100,000
H16. 8.18	富山	会員 1名	集中豪雨	¥ 100,000
H16. 9. 3	愛媛	会員 2名	台風15号、大雨	¥ 150,000
H16. 9.16	兵庫	会員 1名	台風16号	¥ 100,000
H16. 9.16	香川	会員 7名	台風16号	¥ 700,000
H16.10. 1	函館	会員 2名	台風18号	¥ 150,000
H16.10. 1	香川	会員 2名	台風18号	¥ 150,000
H16.10. 4	広島	会員 13名	台風18号	¥ 300,000
H16.10. 4	大分	会員 4名	台風16号、18号	¥ 100,000
H16.10. 4	宮崎	会員 2名	台風16号	¥ 150,000
H16.10. 4	岡山	会員 2名	台風16号	¥ 200,000
H16.10. 8	三重	会員 2名	台風21号、大雨	¥ 300,000
H16.10.18	兵庫	会員 12名	台風16号、18号	¥ 360,000
H16.10.19	山口	会員 21名	台風18号	¥ 580,000
H16.10.19	愛媛	会員 3名	台風21号	¥ 250,000
H16.10.25	高知	会員 1名	台風16号	¥ 50,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥ 1,000,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震応援物資	¥ 1,000,000
H16.11. 4	兵庫	会員 2名	台風16号、18号	¥ 70,000
H16.11. 5	静岡	会員 2名	台風22号	¥ 90,000
H16.11.17	新潟	会員 34名	新潟県中越地震	¥ 8,800,000
H16.11.17	兵庫	会員 4名	台風16号、18号	¥ 100,000
H16.11.17	香川	会員 6名	台風22号、23号	¥ 520,000
H16.11.24	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥ 100,000
H16.11.25	千葉	会員 2名	台風22号	¥ 20,000
H16.11.25	兵庫	会員 15名	台風23号	¥ 3,700,000
H16.12. 6	新潟	会員 9名	新潟県中越地震	¥ 550,000
H16.12. 6	兵庫	会員 1名	台風23号	¥ 20,000
H16.12. 7	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H16.12.24	兵庫	会員 1名	台風23号	¥ 100,000
H17. 3.30	新潟	会員 14名	新潟県中越地震	¥ 2,200,000
H17. 7.20	新潟	会員 1名	集中豪雨	¥ 50,000
H17.10. 7	埼玉	会員 1名	局地的豪雨	¥ 100,000
H17.10.17	東京	会員 2名	局地的豪雨	¥ 150,000
H17.10.26	宮崎	会員 3名	台風14号	¥ 1,750,000
H18. 9. 7	宮崎	会員 1名	大雨被害	¥ 200,000
H18.10. 4	長野	会員 7名	大雨被害	¥ 750,000
H18.10.20	鹿児島	会員 7名	大雨被害	¥ 900,000
H19. 3.28	石川	石川会	能登地震初動活動費	¥ 500,000
H19. 6.25	石川	会員 21名	能登地震	¥ 5,250,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H19. 6.25	石川	石川会	能登地震	¥ 1,500,000
H19. 7.20	新潟	新潟会	中越沖地震運営費	¥ 1,000,000
H19.12.27	新潟	会員 29名	中越沖地震	¥ 3,625,000
H19.12.27	新潟	新潟会	中越沖地震	¥ 1,000,000
H20. 6.25	宮城	宮城会	岩手・宮城内陸地震	¥ 500,000
H20. 6.25	岩手	岩手会	岩手・宮城内陸地震	¥ 500,000
H20.11. 5	三重	三重会	集中豪雨	¥ 200,000
H21. 9. 1	山口	山口会	中国・九州北部豪雨	¥ 300,000
H21.11.16	兵庫	会員 5名	台風9号	¥ 500,000
H23. 3.14	宮城	宮城会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 3.14	福島	福島会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 3.14	岩手	岩手会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 4.13	茨城	茨城会	東日本大震災運営費	¥ 1,000,000
H23. 4.13	福島	福島会	東日本大震災	¥ 9,000,000
H23. 6.17	宮城	宮城会	東日本大震災	¥ 17,300,000
H23. 6.17	福島	福島会	東日本大震災	¥ 11,150,000
H23. 6.17	岩手	岩手会	東日本大震災	¥ 12,750,000
H23. 9. 8	新潟	新潟会	新潟・福島豪雨	¥ 600,000
H23. 9.16	千葉	千葉会	東日本大震災運営費	¥ 1,000,000
H23. 9.16	千葉	会員 2名	東日本大震災	¥ 150,000
H23. 9.16	茨城	会員 14名	東日本大震災	¥ 3,550,000
H23. 9.16	宮城	会員 10名	東日本大震災	¥ 6,750,000
H23. 9.16	福島	会員 18名	東日本大震災	¥ 8,850,000
H23.10.14	和歌山	会員 3名	台風12号	¥ 700,000
H23.10.14	三重	会員 1名	台風12号	¥ 150,000
H23.12. 5	山梨	会員 1名	台風12号	¥ 150,000
H23.12. 5	兵庫	会員 7名	台風12号	¥ 500,000
H23.12. 5	静岡	会員 7名	台風15号	¥ 800,000
H23.12. 5	愛知	会員 1名	台風15号	¥ 150,000
H24. 1.19	千葉	会員 5名	東日本大震災	¥ 1,750,000
H24. 1.19	茨城	会員 1名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H24. 1.19	福島	会員 8名	東日本大震災	¥ 5,000,000
H24. 1.19	宮城	会員 2名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H24.10.17	福岡	会員 3名	九州地方大雨被害	¥ 500,000
H25. 1.17	福島	会員 2名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H25.10.23	埼玉	会員 1名	竜巻	¥ 50,000
H25.10.23	山口	会員 1名	大雨被害	¥ 200,000
H25.10.23	岩手	会員 2名	大雨被害	¥ 100,000
H26.11. 5	徳島	会員 2名	台風11号	¥ 300,000
H26.12.15	京都	会員 7名	大雨被害	¥ 1,000,000
H27. 9.18	茨城	茨城会	関東・東北豪雨運営費	¥ 1,000,000
H27. 9.18	栃木	栃木会	関東・東北豪雨運営費	¥ 150,000
			支出計	¥143,905,000

災害見舞金支出合計(平成10年度から平成27年度まで)

¥143,905,000

## 新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

旧年中は大変にお世話になりました。今年もよろしくお願いいたします。

また、平素は私ども全公連の活動につきまして、多大なるご理解とご支援を賜っておりますこと心よりお礼申し上げます。

さて、昨年より全国12箇所で大都市部の登記所備付地図作成作業が開始されました。今回の新たな地図作成作業で特筆すべきことは、境界標識の設置と筆界が確認できない地域については筆界特定にほぼ準ずる筆界点調査図の作成が導入されたことです。

特に境界標識の設置は、平成6年の松本大会の合意事項であります「杭を残して悔いを残さず」のスローガンを地図作成作業で具体的に実践することです。これは、私ども土地家屋調査士の目的であります「不動産の権利の明確化」という大目標を実現することでもあります。

将来的には、大都市部のみならず従来型の地図作成作業にも、境界標識設置と弾力的な筆界特定手法が取り入れられることを願って止みません。

今後は、従来型地図作成作業と併せますと、全国で62箇所の地図作成作業が同時並行で実施されることとなりますが、これまで30年間、全国の多くの地域で地図作成作業に取り組んできました全公連加盟協会は、登記所備付地図作成に邁進していくこととなります。

また、多くの国民の不安や疑問を残したまま、今年1月からマイナンバー制度の運用が開始されました。全公連も協会もマイナンバー取扱事業者になりますので、適正かつ厳正な対応が求められることとなります。全公連及び加盟協会では、研修会の実施を積み上げ、運用に遺漏なきよう取扱規則・細則の制定と運用に万全を期しています。

この外にも、土地家屋調査士業務の一般競争入札による公共調達の課題、公益社団法人の適正運営にかかる課題など多くの問題が山積しています。

会長 倉富 雄志



全公連では、今後とも日調連、全調政連との連携の下、土地家屋調査士制度の維持発展と土地家屋調査士の社会的・経済的な向上のため活動していきますので、これまでと変わらぬご支援を賜りますことを祈念しまして、新年のご挨拶といたします。

## 岐阜協会の30周年記念事業他に参加して

### 【防災シンポジウムinぎふ2015】

11月13日に岐阜市橋本町のじゅうろくプラザにおいて、岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(榊原典夫理事長)の設立30周年を記念した防災シンポジウム「シンポジウムinぎふ」が開催されました。

シンポジウムでは官公署職員約115名、一般市民約85名、岐阜県内の土地家屋調査士会会員、及び公嘱協会社員約115名、全国協会役員約35名、合計約350名が参加し、日本テレビ系列で放送されている「世界一受けたい授業」にも出演経験のある、岐阜大学の高木朗義教授が「世界一受けたい減災教室—自分の身は自分で守る」をテーマに地震対策について講演されました。

高木教授は地震対策について、地震による死亡原因の一番の要因が建物倒壊や、家具の転倒による圧迫死であることを挙げ、建物の耐震化により建物の倒壊を防ぎ、家具を固定するなどして、落下物から頭を中心に身を守ることが重要であり、「実行すればかなりの確率で命が助かる」と語った。「電気や水道、ガスが止まっても、家がつぶれず、食料があれば、ごった返す避難所より良いこともある。地震の





理事長挨拶

場合、避難しなくて済むよう事前に備えることが大切だ」と説いておられました。

講演の後には落語家である笑福亭三喬さんの寄席もあり、土地境界にまつわる演目「たけのこ」ほか一席を披露して会場を沸かせていました。

防災シンポジウム「シンポジウム inぎふ」では全体的に、境界に対する岐阜県内官公署、県民の関心の高さ、土地家屋調査士の地位の高さ、土地家屋調査士及び公嘱協会の取組みの熱心さが印象的でした。

(理事 山田豊)

### 【公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会における「防災及び災害時支援事業」の取組みについて】

～ 11月14日：岐阜協会との意見交換会～

岐阜協会は、平成23年9月20日の台風15号により、主要幹線道路である国道21号線の斜面崩落、可児市御嵩町地内の河川氾濫による護岸崩壊等の大規模な災害直後に、協定に基づき官公署から要請を受け、直ちに複数の社員を現地に派遣、現況調査・権利関係調査等を実施し、数日で依頼箇所の資料を土地家屋調査士の知見を取り入れた報告書を作成した結果、問題点等の把握ができたことが早期復興に繋がったと官公署から感謝の言葉を頂いたお話を伺うことができました。

災害応援協力に関する協定に基づき、官公署からの要請に実際に活動をしている協会は少ないと思います。これは、官公署との信頼関係が無くしては成し得ないことです。そのことに関して伺いたとこ

ろ、岐阜協会は具体的な活動として、県内各地で開催される防災訓練に参加し、その会場にて、表題登記・境界問題等の無料相談の実施や協会独自の防災研修を一般公開で開催をし、常日頃から市民の皆様へ防災・減災境界管理と地図情報管理がいかに必要かの啓発活動と、協会社員に対しての定期的な災害対策連絡網の訓練や災害からの早期復旧・復興に役立つ地図作りを見据え、毎年、認定登記基準点設置事業・国土調査法第19条第5項の事業展開等と、各事業の地理空間情報の基盤たる地図(筆界)情報管理システムの構築をし、日々研鑽をしているとのこと。

最近の異常気象による水害や多発する地震、又近い将来発生するであろうと予想される東海トラフ巨大地震等、被害発生が想定されます。そのためにも災害に対して官公署からの要請があったとき、迅速に対応できるように準備の再確認が必要と痛感いたしました。

最後に、今回お世話になりました岐阜協会理事長榊原典夫様の「災害支援」はうわべだけではダメ！！働きも役所職員同様、防災・災害支援事業は携わる人の意識の共有と説かれた言葉が強く印象に残りました。

(理事 望月繁和)

### ■ 会議経過及び会議予定

平成 27 年	
12月11日	全司協第16回未登記問題研究会
12月13～14日	第8回正副会長会議
12月14日	第2回地図作成研修実施委員会
平成 28 年	
1月13日	新年賀詞交歓会
1月13～14日	第9回正副会長会議
1月31日～2月1日	第10回正副会長会議
2月8～9日	第8回理事会
2月9～10日	全国理事長会議
2月26日	全司協第17回未登記問題研究会

# 新年のご挨拶

土地家屋調査士国民年金基金 理事長 西本 孔昭

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。年頭にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

さて、土地家屋調査士国民年金基金の理事長に復職してから、改めて国民年金基金の話をするように求められ、各地へ出かけることも少なくありません。元連合会会長として法改正に関わり、短期間ながら法制審議会不動産登記法部会委員や、衆議院法務委員会・参議院法務委員会各2回ずつ出席し、意見陳述・質疑応答の駆け引きの話から、制度の根本的仕組みや発祥と進化の歴史を考える、長時間の枠をプレゼントしてくださった会も複数ありました。制度が確立していて、会員の生活力に希望が抱けてこそその福利厚生ですから、つい熱が入ります。今も昔も、このプロセスの中で沢山の出会いも別れもありました。成長して、ぴよんと自分を追い越していく後輩を見ることは至福なことで、役員(元役員)冥利に尽きます。

愛知のある先輩が退会・廃業された時に、送別会が開催されました。送る挨拶で私からのお礼の言葉は、会務で多忙を極めていた時や苦しい時にも「西本君元気か?」「ハイ元気ですよ」「うん、よろしい!」、また何か月後「西本君頑張っているか!」「ハイ楽しくやっています」「うん、よろしい!」、この短いやり取りの心のこもった激励を皆さんに紹介したモノでした。

開業52年目を迎えようとしている私は、経営センスが乏しいからか、定期的安定収入の見込めない反面いつも、機械を買い替えたい!事務所のエアコンが…と、支払計画が必要でした。残念ながら今でもそうです。孫が何かすると聞けば、何かしてやりたいと、出費の機会は意外に早くやってきます。国民年金だけでなく、土地家屋調査士国民年金基金の定期収入は無視できませんよ。しかも掛金は全額非課税扱い…。



我がことながら、“一口目だけでなくもっと入っておくべきだった”と、後悔先に立たずですがね。

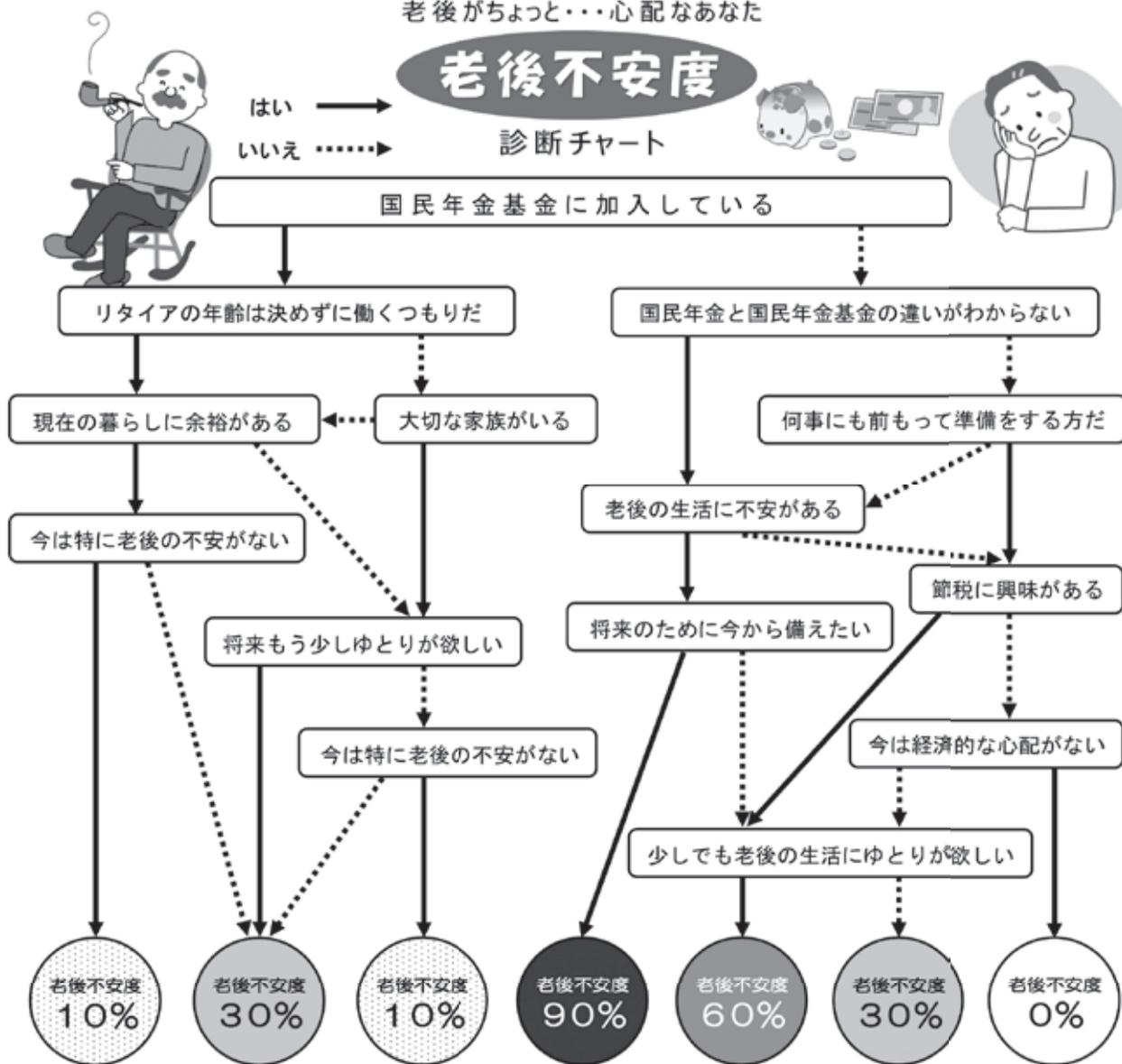
新しい年が、皆様方の更なるご活躍の一年でありますよう!!



老後がちょっと・・・心配なあなた

# 老後不安度

診断チャート



**老後不安度 0%**

今もこれからも生活に特に不安のないあなた

しかし、自分を取りまく環境は日々変化するもの。プランは定期的に見直しましょう！不安になったときは国民年金基金のことを思い出してください。

**老後不安度 10%**

あなたらしく、老後を楽しんで過ごしましょう！

将来のことをしっかりと考え、備えているあなた。自分自身や家族の老後について考えることは、とても大切なことです。国民年金基金は様々なタイプやプランがあるので、いつでもあなたにとって最適なものに見直すことができます。他の人がどのように考えているか、見てみましょう。

**老後不安度 30%**

老後をもっと、充実したものにできるんです！

今の生活に特に不満はなくても、自分や家族の将来について、漠然とした不安は誰にでもあるものです。国民年金基金は老後の所得だけではなく、税金も優遇され、あなたの今と老後を支えてくれます。改めて、国民年金基金について広く見識を深めましょう。

**老後不安度 60%**

老後を計画的に考え、より豊かなものにしましょう

毎日忙しく過ごしているあなた。節税や老後のことなど、考えたいとは思っているんだけどつい後回しになっていませんか。老後は計画的に考えることによって、必ず豊かなものになります。あなたにピッタリなプランを、この機会に考えてみましょう。

**老後不安度 90%**

今からしっかり、老後について考えていきましょう

老後は遠い未来のことだと思いませんか？老後のことを考えるのに、早すぎることはありません。あなたらしく、豊かなゆとりのある老後をご過ごすように、まずは国民年金基金の制度について学んでいきましょう。今まで知らなかったことがたくさんあるはずです。

お問合せはこちら！



土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル：0120-145-040

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者は次のとおりです。

平成27年11月 2日付  
 東京 7908 笹本 智浩 東京 7909 左巻 伸祥  
 東京 7910 伊藤 博人 神奈川 3018 村上 寛  
 埼玉 2601 島田 進 千葉 2162 大港 勝巳  
 大阪 3264 野邊 光夫 大阪 3265 吉田 壘  
 大阪 3266 仲田 大豊 愛知 2899 磯崎 録司  
 愛知 2900 小林 正典 愛知 2901 杉浦 智康  
 福岡 2281 渡邊 義昭 宮崎 795 近藤 浩之  
 秋田 1032 児玉 博樹  
 平成27年11月10日付  
 東京 7912 宮川 雅樹 東京 7913 吉原 和宏  
 東京 7914 木元 恵一 長野 2591 藤原 成吾  
 平成27年11月20日付  
 神奈川 3019 井上 淳一 茨城 1441 海老原富士枝  
 広島 1867 深井 完次 広島 1868 米中 庸裕  
 熊本 1197 平江 孝士 福島 1478 鈴木 新子

東京 1177 藤生 襄治 東京 6634 佐久間義行  
 新潟 436 大谷治一郎 京都 702 戸山 玲  
 富山 495 中井 覚三 広島 1751 市毛 潤一  
 佐賀 538 米満 浩文  
 平成27年11月10日付  
 神奈川 2021 馬渡 正光 神奈川 2178 白井 久旦  
 埼玉 1819 矢島 武志 千葉 931 宮崎 清輝  
 函館 185 重左 賢  
 平成27年11月20日付  
 東京 5904 井口 悟 千葉 2123 日下 君敏  
 栃木 214 山本 博 栃木 608 小峰 親良  
 静岡 854 紅林 滉 奈良 185 中井 克彦  
 奈良 374 和田 宗久 岐阜 812 平井 伯美  
 石川 632 北林かおり 山口 599 荒川 博  
 山口 907 那須 元彦 宮城 876 舩 知由  
 山形 1047 藤井 國雄

## 登録取消し者は次のとおりです。

平成27年 7月14日付 埼玉 1225 園田 鉄夫  
 平成27年 8月 3日付 千葉 1222 伊丹 誠  
 平成27年 8月24日付 東京 4427 三浦 博  
 平成27年 9月15日付 鳥取 421 朝倉 彰則  
 平成27年 9月16日付 東京 6704 小川 實  
 平成27年 9月24日付 千葉 1825 本田久仁男  
 平成27年 9月26日付 山口 120 三好 敏夫  
 平成27年 9月29日付 福島 1116 西 修  
 平成27年 9月30日付 東京 2328 山崎 辰雄  
 平成27年10月 7日付  
 大阪 2965 今村 幸夫 福岡 1550 福永 和幸  
 平成27年10月 9日付 東京 6207 三木啓二朗  
 平成27年10月11日付 富山 137 河崎 直治  
 平成27年10月12日付 茨城 22 大嶋 啓作  
 平成27年10月30日付 愛媛 611 土居 喜史  
 平成27年11月 1日付 熊本 816 松田樹一郎  
 平成27年11月 2日付

## ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成27年11月 2日付  
 東京 6543 岡地 力男 東京 6877 瀧野 隆央  
 東京 7869 平澤 伸朗 東京 7883 鎌田 敏正  
 神奈川 3013 末永 則雄 埼玉 2571 落合 航平  
 埼玉 2579 森田 祐孝 埼玉 2580 小町 尚徳  
 埼玉 2582 加藤 真 千葉 1809 大竹 博司  
 千葉 2055 江口 洋平 千葉 2149 阿部 誠一  
 千葉 2162 大港 勝巳 群馬 827 齋藤 清久  
 群馬 972 清水千恵子 群馬 990 板垣 大祐  
 群馬 1005 福島 神人 群馬 1022 齊藤 聡太  
 群馬 1031 羽鳥 良二 群馬 1035 須藤千佳子  
 静岡 1689 水野さくら 山梨 395 志村 宣房  
 新潟 2129 竹田 利行 新潟 2193 佐藤 隆  
 新潟 2198 瀧沢 則夫 新潟 2199 佐藤英太郎  
 新潟 2200 佐藤 高志 大阪 2681 山口 典彦  
 大阪 3129 塚田 徹 奈良 428 椿 裕久  
 愛知 2676 杉浦 元保 愛知 2733 鈴木 久雄

愛知	2819	勝田	崇	愛知	2844	伊藤	裕之	群馬	1024	吉岡	崇	静岡	1747	松下	晴彦
愛知	2850	柴田	静篤	愛知	2853	土田	貴生	静岡	1749	高須	一暢	静岡	1758	青田	剛仁
愛知	2888	吉田	明	三重	747	諸岡	伸亮	静岡	1761	櫻井	宏志	静岡	1769	植松	弘実
三重	802	境	幸一	三重	830	前田	寛治	長野	2455	小坂	欣三	大阪	2935	野邊	直紀
三重	881	西尾	光	岐阜	1250	吉野	淳哉	兵庫	2049	関和	孝	兵庫	2399	大平祐規子	
岐阜	1253	羽柴	幸子	岐阜	1257	高田	憲	兵庫	2413	細見	浩夫	兵庫	2438	池田	邦泰
富山	501	柳澤	俊哉	福岡	2074	樋口	修一	兵庫	2448	前川	豊	兵庫	2449	梅田	啓人
鹿児島	887	川畑	悦朗	鹿児島	1060	西	健吾	岡山	1361	坂田	弘美	岡山	1372	船守	雄喜
宮崎	787	古川	英明	宮崎	794	山元	康匠	鳥取	467	加納	友広	鳥取	469	永美	祐輔
宮崎	795	近藤	浩之	宮城	886	鈴木	禎	鳥取	470	恩部	正稔	大分	825	三重野	達
宮城	934	藤原	鋭枝	宮城	966	八巻	真人	大分	827	佐藤	裕之	大分	828	工藤	功武
宮城	982	西條	宗夫	宮城	1001	久道	弘果	熊本	1079	藤野	正義	宮崎	781	中村	仁司
宮城	1002	中嶋	秀	宮城	1015	松村	泰晴	宮崎	793	大野	祐輔	青森	763	加藤	靖隆
宮城	1017	松本	茂樹	宮城	1019	蘇武	豊	徳島	503	天野	秀紀				
宮城	1022	高橋	秀明	岩手	1129	松下	宏伸	平成27年11月20日付							
岩手	1136	松木	英樹	岩手	1147	小田嶋達浩		神奈川	2978	上本	敏行	石川	656	石黒	英二
秋田	1032	児玉	博樹	青森	750	角野	太	広島	1852	香川	岳久	広島	1855	栗原	健治
青森	758	小向	直人	旭川	295	山田	篤	広島	1856	銭原	亨	広島	1859	隠村	勉
旭川	298	佐藤	篤	釧路	341	渡部	尚博	広島	1860	中原	諒	広島	1862	山本	伸昭
平成27年11月10日付								広島	1864	同道一	太朗	福岡	2254	柳之内	雄
東京	7659	芦川	博行	東京	7788	富所	勇太	岩手	1141	田中	巖保	青森	762	蝦名	浩記
千葉	1591	志村	利弥	群馬	952	泉	恭平								

## 島根会

### 「雑種地『書に親しむ』」

益田支部 原 敏雄



『会報島根』第106号

一昨年の春(娘が書道の寺井先生に師事していましたが、途中下車し、大変残念に思い娘に代わって)先生の門を叩きました。

月三回の稽古で先輩の皆様と和気藹藹のうちに、楽しく学ぶことが出来ました。先生は楽しく、又、厳しくご指導をして頂き、本当に良き先生に巡り会え感謝しています。

この二月半ば、先生より携帯にお電話を頂き、第一声が「原さん、大変なことが起こったよ!」との言葉に何か悪いことをしましたかと申し上げると、開眼賞のことを言われ大変驚きました。何故だろう!? 未だに信じられません。

私は、土地家屋調査士として五十年間我道一以之貫いて参りました。

今も現役、今年古希を迎えます。(因みに、開眼賞は今年の書初展で、題目が「吾道一以貫之」でした。

私を取り巻く皆様方からのお祝いかなと勝手に思い、先生を始め皆様に感謝しているところです。

日々の厳しい調査士の仕事から離れ、身も心も休め、明日への活力にしたいと今は仕事にゴルフに、書道にも頑張っているところです。

皆様も時には仕事を忘れ趣味の一時を楽しめたら、健康への助けともなると思います。



作品 原 先生



11月

16日、17日

第1回業務統計等検討会

<協議議題>

- 1 本委員会の運用について
- 2 「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」の実施について

18日

第4回総務部会

<協議事項>

- 1 平成27年度第2回全国会長会議及び平成28年新年賀詞交歓会の運営等について
- 2 土地家屋調査士懲戒処分事例集(平成24年4月1日～平成27年3月31日)の作成について
- 3 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(平成28年追加)」の作成について
- 4 関東・東北豪雨による被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程の一部改正(案)について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会会則及び同役員選任規則の一部改正(案)について
- 7 平成28年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 8 連合会における平成28年度の主要な会議に関する日程(案)について
- 9 法人が戸籍謄本等職務上請求書を使用する場合の添付書類について
- 10 土地家屋調査士名簿に登録するために取得する個人情報の取扱いの公表について
- 11 「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の管理について
- 12 戸籍謄本等職務上請求書の紛失又は盗難状況の公開について

19日、20日

第4回社会事業部会

<協議議題>

- 1 公共調達に関するパンフレットについて
- 2 各土地家屋調査士会に情報提供している公共事業に係る入札公告について
- 3 各土地家屋調査士会における地図作成作業への積極的に関与することについての説明
- 4 国土調査法第19条第5項の運用に関する検討について
- 5 復興事業の動向について
- 6 地図混乱地域の現状の調査について
- 7 東日本大震災による局所的案件の対応について

8 自然災害対応について

9 ADR「認証」に係る事前面談について

10 土地家屋調査士会ADRセンターについて

11 平成28年度事業計画案及び予算案について

12 「空家問題」への土地家屋調査士の役割について

20日

第3回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 法務大臣への指定申請書について
- 2 集合研修・総合講義の講師派遣の依頼について
- 3 基礎研修DVDについて
- 4 受講者募集状況について
- 5 教材作成委員会について
- 6 考査問題検討委員会について
- 7 第10回土地家屋調査士特別研修の決算について
- 8 平成28年度特別研修特別会計収入支出予算(案)について
- 9 研修部事業と特別研修事業の分離について

24日

第1回研究テーマ「空家等対策」会議

<議題>

- 1 研究テーマ「空家対策法に対する問題点に関する研究」について

25日

第11回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成27年度第5回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 日調連顧問による講演会について
- 3 FIG2016クライストチャーチ大会における連合会からの派遣計画について

25日、26日

第5回常任理事会

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程の一部改正(案)について
- 2 地籍問題研究会賛助会費の拠出について

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則及び同役員選任規則の一部改正(案)について
- 2 平成27年度第2回全国会長会議及び平成28年新年賀詞交歓会の運営等について

- 3 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(平成28年追加)」の作成について
- 4 関東・東北豪雨による被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 5 各種委員会委員等への報償費等の支出方針について
- 6 会員数に応じた事業助成に関する意見交換会の開催について
- 7 不動産登記規則第93条不動産調査報告書(改定版)の運用と同様式に関するブロック説明会の実施について
- 8 平成28年度土地家屋調査士新人研修について
- 9 不動産登記法第14条地図作成作業に係る説明とお願いについて
- 10 「全国の土地法制に関する研究」に係る計画と協力依頼について
- 11 平成28年度各部等事業計画(案)について
- 12 連合会における平成28年度の主要な会議に関する日程(案)について

#### 第5回常任理事会業務監査

### 12月 1日

#### 第5回地図対策室会議 <協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書の改訂について
- 2 国土調査法第19条第5項の運用に関する検討について
- 3 不動産登記法第14条第1項地図作成作業に関するブロック協議会での説明会について
- 4 地図作成作業における数量計算について

### 2日、3日

#### 第5回総務部会 <協議事項>

- 1 平成27年度第2回全国会長会議及び平成28年新年賀詞交歓会の運営等について
- 2 平成27年度第2回全国ブロック協議会会長会の運営等について
- 3 土地家屋調査士懲戒処分事例集(平成24年4月1日～平成27年3月31日)の作成について
- 4 関東・東北豪雨による被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会則及び同役員選任規則の一部改正(案)について
- 6 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正(案)について
- 7 平成28年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 8 システム改善について

### 3日、4日

#### 第5回業務部会 <協議議題>

- 1 不動産登記規則第93条調査報告書の改定について
- 2 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 3 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 4 筆界特定制度に関する事項について
- 5 登記測量に関する事項について
- 6 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 7 不動産登記規則第93条調査報告書の改定について
- 8 土地家屋調査士事務所形態と業務報酬に関する調査について
- 9 平成28年度事業計画案及び事業予算案について

### 4日

#### 第2回研究テーマ「筆界業務」会議 <議題>

- 1 研究テーマ「筆界立会いの代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」について

#### 第1回研究テーマ「諸外国地籍制度」会議・第1回研究テーマ「地籍国際標準化」会議(合同会議) <議題>

- 1 研究テーマ「諸外国の地籍制度に関する研究」について
- 2 研究テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」について

### 9日

#### 第1回研究テーマ「土地法制」会議 <議題>

- 1 研究テーマ「全国の土地法制に関する研究」について

### 10日

#### 第2回土地家屋調査士白書2016編集会議

#### 第12回正副会長会議 <議題>

- 1 平成27年度第5回理事会審議事項及び協議事項の対応について

### 10日、11日

#### 第5回理事会 <審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程の一部改正(案)について

<協議事項>

- 1 平成27年度第2回全国会長会議及び平成28年新年賀詞交歓会の運営等について
- 2 平成28年度土地家屋調査士新人研修について
- 3 「全国の土地法制に関する研究」に係る計画と協力依頼について
- 4 平成28年度各部等事業計画(案)について
- 5 連合会における平成28年度の主要な会議に関する日程(案)について

第5回理事会業務監査

第2回役員選任に関する検討特別委員会

<議題>

- 1 諮問事項について

15日

第1回日調連ADRセンター会議

<議題>

- 1 平成27年度日調連ADRセンターの事業執行について

- 2 筆界特定制度との連携について

筆界特定制度推進委員会・日調連ADRセンター合同会議

<議題>

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携について

第3回編集会議(電子会議)

- 1 「事務所運営に必要な知識」について
- 2 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 3 会報の編集状況について
- 4 第2回全国会長会議の取材及び記事について
- 5 「日調連顧問による講演会」の取材及び記事について

15日、16日

第2回筆界特定制度推進委員会

<議題>

- 1 平成27年度事業計画の展開について

## 編集後記

### 一年の計は元旦にあり

青年土地家屋調査士会(以下「青調会」という。)の記事を先月号で紹介しました。現在25の青調会がありますが、所属会に青調会がない会員には身近に感じられず、あっても目的や活動をよくご存知ない会員もいらしたかと思います。私は前者の一人でした。

有志による青調会は、人を知り、組織を知り、協調と連帯の精神を学ぶ場であるようです。青年層会員の自発的、積極的な参加と、往年の青年会員の豊かな経験に基づくご理解があってこそ成り立つもので、運営、活動には相当な労力負担が要ることと察しますが、将来にわたって、人材育成、制度発展の要素となる存在であると思いました。

新しい年を迎えると、自ずと心機も新たに一年の計を立て、その目標に向かって歩み出します。『一年の計は元旦にあり』は、言い古された言葉ですが、新年という行事の意義を端的に表わしています。玄関先に注連飾り、神棚に鏡餅、おせち料理とお屠蘇で家族揃って祝う。そんな日本の慣習も失われつつありますが、こうした生活習慣を、単に受け継がれ

た風習というだけでなく、一つの節度として大切にすることに、心豊かに幸せに暮らせるヒントがあるように思います。素直な心で新しい年の第一歩を踏み出す、それを繰り返し重ねて、実が結ばれていくと信じています。

今年の干支にことよせて『見ざる聞かざる言わざる』の戒めを、私は、見るべきこと、聞くべきこと、そして言うべきことの確かな判断をすることの大切さを説いたものと教わりました。情報化社会の現代において、不要なこと不確かなことに惑わされませぬよう、土地家屋調査士という立場を自身に言い聞かせ、研鑽を積み、業務にお励みいただきたく思います。儒教の四書の一つ、大学にある『君子は必ずその独りを慎む』、君子たるもの人が見えてもいなくとも自分自身の道徳性に照らして、自分を厳しく律するということだそうで、小学校の校庭にある二宮金次郎の石像、薪を背負って読んでいるあの本が大学です。

皆様のご多幸を祈っています。お健やかにお願いします。無事是好年でありますように。

広報部次長 上杉和子(三重会)

# 土地家屋調査士

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社